

適正な施工体制等について (令和 8 年度技術力向上講習会)

和歌山県県土整備部
県土整備政策局技術調査課

次第

1. 建設業における働き方改革

- ・ 週休2日工事
- ・ ICT活用工事

2. 安全管理の強化について

3. 遠隔臨場について

4. 入札制度の一部見直しについて

1.建設業における働き方改革について

- ・ 週休2日工事**
 - ・ ICT活用工事**
-

週休 2 日工事について

建設業で働く方の時間外労働の上限規制

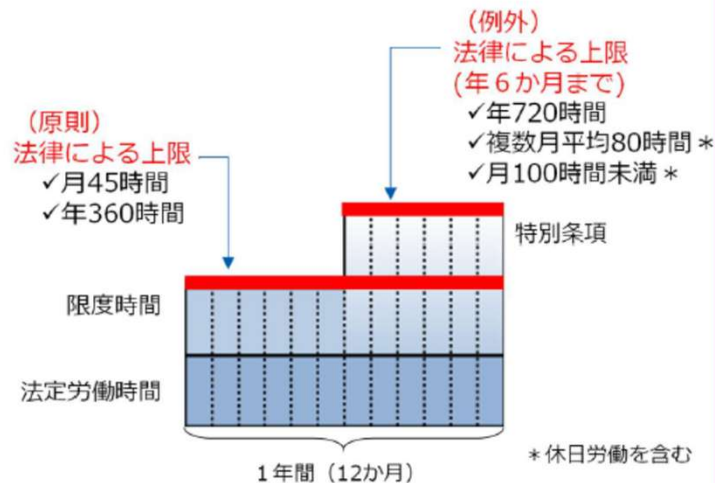
R 6 年 3 月 31 日まで

上限なし ※大臣告示（限度基準告示）の適用なし

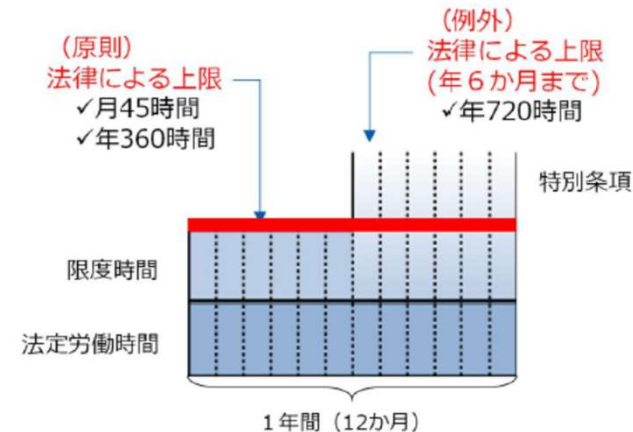


R 6 年 4 月 1 日以降

○建設事業（一般の業種と同じ規制を適用）



○災害における復旧及び復興の事業（労基法第 139 条第 1 項）
（一部規制が適用されない）



※ 災害における復旧・復興の事業では、
・複数月平均 80 時間 *
・月 100 時間未満 *
とする規定は適用されない * 休日労働を含む

週休 2 日工事を推進し、担い手の確保、
若手技術者の離職防止、職場環境の改善を。

週休 2 日工事実施要領について

週休2日工事実施要領

【目的】 <実施要領1.>

他産業と遜色ない建設業の働き方の実現に向け、「完全週休2日（土日）」の取組を取り入れ、建設現場の就労環境の改善を図るとともに、若手入職者の確保・育成を促進する。

【対象工事】 <実施要領2.>

➤ 県土整備部が発注する建設工事が対象

ただし、以下工事は除く

- ・単価契約
- ・随意契約※
- ・営繕関係
- ・週休2日交替制工事※

※社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事は、「週休2日交替制工事」で発注

週休 2 日工事実施要領

【用語の定義】 <実施要領3. >

➤ 「完全週休 2 日（土日）」

評価期間が 7 日以上 of 工事において、評価期間の全ての週の土日で現場閉所を行ったと認められる状態。**受注者の責によらず※**土日に施工を行わざるを得ない場合は、事前に協議した上で、**土日に代わる現場閉所日を指定した場合も「完全週休 2 日（土日）」を達成**

➤ 「月単位の週休 2 日」

評価期間において、28 日（4 週）を 1 期間として全ての期間単位で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

➤ 「通期の週休 2 日」

評価期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態

※天候によるものを含む

週休2日工事実施要領

【対象期間】 <実施要領3.>

➤ **工事着手日**（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日）から**現場完成日**（現場作業が完了した日（出来形管理の測量、後片付けは除く））**までの期間**

ただし以下の期間を除く。

- ・年末年始6日間および夏季休暇3日間
- ・工場製作のみを実施している期間および工事全体を一時中止している期間
- ・発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ・受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間
- ・空港事業（「空港土木請負工事積算基準」に基づく工種区分により間接工事費を積算した工事）の場合は、空港の運用制限により作業が中止となった期間

週休2日工事実施要領

【今回の主な改定内容】

- 空港事業、港湾事業及び漁港事業以外の事業で補正係数による補正を廃止
- 空港事業、港湾事業及び漁港事業で労務費に係る補正係数の削除

現 行

【完全週休2日（土日）】

	補正係数	
	土木・空港	漁港・港湾
労務費	1.02	—
共通仮設費率	1.02	—
現場管理費率	1.03	—

【月単位の週休2日】

	補正係数	
	土木・空港	漁港・港湾
労務費	1.02	1.02
共通仮設費率	1.01	1.02
現場管理費率	1.02	1.03



R8.7.15～

【完全週休2日（土日）】

	補正係数		
	土木	漁港・港湾	空港
労務費	—	—	—
共通仮設費率	—	—	1.02
現場管理費率	—	—	1.03

【月単位の週休2日】

	補正係数		
	土木	漁港・港湾	空港
労務費	—	—	—
共通仮設費率	—	1.02	1.01
現場管理費率	—	1.03	1.02

週休 2 日工事実施要領

【実施の流れ】＜実施要領5.＞

➤ 工事発注時

空港事業は「完全週休 2 日（土日）」を達成した場合の補正係数、また港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休 2 日」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた予定価格を作成する。**空港・港湾・漁港事業以外の事業は補正係数による補正を行わない。**

➤ 工事契約後

発注者は、初回打合せ時に「完全週休 2 日（土日）」（港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休 2 日」）に取り組む工事であることや、**空港・港湾・漁港事業においては達成できない場合の減額金額を工事打合せ簿で受注者に通知**する。

➤ 工事着手後から竣工まで

完全週休 2 日（土日）の取り組みにあたって、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、**事前に協議した上で、土日に代わる現場閉所日を指定**する。土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行う。1 週間は「月曜日から日曜日まで」を基本とする。

週休 2 日工事実施要領

【工事成績評定】 <実施要領 7. >

- 「完全週休 2 日（土日）」（港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休 2 日」）の達成が確認できる場合は、和歌山県県土整備部工事成績評定にて加点。
- 初回打合せ時において、受注者側に「月単位の週休 2 日」（港湾事業及び漁港事業は「通期の週休 2 日」）に取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、必要に応じ、和歌山県県土整備部工事成績評定にて減点。
- 完全週休 2 日（土日）（港湾事業及び漁港事業は「月単位の週休 2 日」）に関する点数を減ずる措置は行わない。

週休2日工事実施要領

【完全週休2日（土日）の確認及び評価方法】＜実施要領8.＞

工事着手日から評価の対象とする。

工事着手日とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手した日とする。

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4
	契約日	工期開始日				
11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11
11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	現場閉所	現場閉所
	現場着手日				休日	休日
11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
祝日（作業日） 12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	現場閉所	年末年始休暇
					休日	12/30
年末年始休暇 12/31	年末年始休暇 1/1	年末年始休暇 1/2	年末年始休暇 1/3	年末年始休暇 1/4	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
祝日（作業日） 1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
祝日（作業日） 2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	現場閉所	現場閉所
					休日	休日
3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10
			完成日	工期末		

 : 評価期間
 : 対象期間

評価期間と対象期間は同じ

評価期間の全ての週で、土日の現場閉所を行っており、「完全週休2日（土日）」達成

週休 2 日工事実施要領

【月単位の週休 2 日の確認及び評価方法（1）】 <実施要領 8.>

 : 評価期間
 : 対象期間

工事着手日まで
では対象外

工事着手日から評価の対象とする。
工事着手日とは、実際の工事のための準備工事
（現場事務所等の設置または測量）に着手した
日とする。

1 期間目
⇒ 4 週 9 休

2 期間目
⇒ 4 週 8 休

年末年始 6 日間
は対象外

3 期間目
⇒ 4 週 9 休

4 期間目
⇒ 4 週 8 休

5 期間目
⇒ 4 週 7 休

6 期間目
⇒ 4 週 9 休

7 期間目
⇒ 4 週 8 休

8 期間目中
⇒ 対象外

月単位：4 週 8 休未満の期間有り。
 通期： $(9 + 8 + 9 + 8 + 7 + 9 + 8) / 7 = 8.2$
 ⇒ 4 週 8 休について「月単位」は未達成、
 のため、補正係数を計上しない。

現場完成日が属する期間の 1 期間前の末
 日までを評価期間を対象とする。
 現場完成日とは、現場での作業（出来形
 管理の測量、後片付けは除く）が完了し
 た日とする。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5
年末年始休暇	年末年始休暇	年末年始休暇	年末年始休暇	年末年始休暇	年末年始休暇	年末年始休暇
1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦

週休2日工事実施要領

【月単位の週休2日の確認及び評価方法（2）】＜実施要領8.＞

 : 評価期間
 : 対象期間

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日（現場測量）	休日①	休日②	施工	施工	休日③
現場閉所	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23
休日④	施工	施工	施工	施工	休日⑤	休日⑥
現場閉所	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
休日⑦	施工	施工	現場完成日（施工完了）	出来形測量	工事看板撤去	
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
	工事完成日		工期末日			
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15

工事着手日
までは対象外

（対象期間が7日以上28
日未満の場合）

1 期間目

⇒ 1 週 4 休

2 期間目

⇒ 1 週 3 休

3 期間目

⇒ 評価対象外

工事着手日から現場完成日が属する期間の1 期間前の
末日までが評価対象

2 週 7 休を 4 週に換算し、4 週 1 4 休

⇒ 4 週 8 休以上のため、「月単位」達成とみなす

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日（現場測量）	施工	施工	施工	施工	休日①
現場閉所	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23
休日②	施工	施工	施工	施工	休日③	休日④
現場閉所	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
休日⑤	施工	施工	施工	施工	施工	休日⑥
現場閉所	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
休日⑦	施工	施工	施工	施工	施工	休日⑧
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15
現場完成日（施工完了）	出来形測量	工事看板撤去	工事完成日		工期末日	

（対象期間が28日の場合）

1 期間目

⇒ 1 週 2 休

2 期間目

⇒ 1 週 3 休

3 期間目

⇒ 1 週 2 休

4 期間目

⇒ 1 週 2 休

2 8 日（4 週）のため、対象期間を評価期間とする

➢ 4 週 9 休（4 週 8 休以上）のため、「月単位」達成とする

週休 2 日工事実施要領

【月単位の週休 2 日の確認及び評価方法（2）】＜実施要領 8.＞

 : 評価期間
 : 対象期間

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
				工事看板設置		
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日（現場測量）	休日①	施工	現場完成日（施工完了）		
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
	出来形測量	工事看板撤去				
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
	工事完成日					
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
			工期末日			
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15

（対象期間が 7 日未満
 の場合）
 ⇒ 4 日 1 休

評価期間の 4 日 1 休を 28 日（4 週）に換算し、
 4 週 7 休
 ⇒ 4 週 8 休未満のため、未達成とみなす

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
				工事看板設置		
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日（現場測量）	休日①	施工	休日②	現場完成日（施工完了）	
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
	出来形測量	工事看板撤去				
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
	工事完成日					
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
			工期末日			
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15

（対象期間が 7 日未満
 の場合）
 ⇒ 5 日 2 休

評価期間の 5 日 2 休を 28 日（4 週）に換算し、
 4 週 11 休
 ⇒ 4 週 8 休以上のため、「月単位」達成とみなす

週休 2 日交替制工事実施要領について

週休 2 日交替制工事実施要領

【目的】 <実施要領 1. >

休日確保に向けた環境整備として、休日に作業が必要な工事においても、現場代理人や技術者及び技能労働者が適切に休日の確保ができるよう、建設現場の週休 2 日の実現に取り組む

【対象工事】 <実施要領2. >

災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある工事等（随意契約工事等）社会的要請や現場条件の制約等により、現場閉所を行うことが困難な工事を対象

ただし、以下工事は除く

- ・単価契約
- ・宮繕関係
- ・港湾漁港関係

週休 2 日交替制工事実施要領

【用語の定義】 <実施要領3.>

➤ 「完全週休 2 日（交替制）」

評価期間が 7 日以上 of 工事において、7 日を 1 期間として評価期間の全ての期間単位で、**対象者※¹**が**交替しながら 2 日間以上の休日※²**を確保する取組

➤ 「月単位の週休 2 日（交替制）」

評価期間において、2 8 日（4 週）を 1 期間として全ての期間単位で、対象者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組、または評価期間が 2 8 日（4 週）未満の工事においては 2 8 日（4 週）に換算して 4 週 8 休以上の休日確保する取組

➤ 「通期の週休 2 日（交替制）」

評価期間において対象者が交替しながら 4 週 8 休以上の休日確保する取組

※ 1 対象者とは、施工体制台帳上の元請け及び下請けの全ての技術者及び技能労働者で、当該工事に一時的に従事した技術者及び技能労働者は対象外とする。

※ 2 休日とは、技術者及び技能労働者毎に本工事で作業（出勤）していない日をいう。

週休 2 日交替制工事実施要領

【対象期間】 <実施要領3. >

- **工事着手日**（現場事務所等の設置または測量等の実際の工事のための準備工事に着手した日）から**現場完成日**（現場作業が完了した日（出来形管理の測量、後片付けは除く））**までの期間**
- **受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間は含まない**

週休 2 日交替制工事実施要領

【今回の主な改定内容】

- 空港事業以外の事業で補正係数による補正を廃止
- 空港事業で労務費に係る補正係数の削除

現 行		
【完全週休 2 日（交替制）】		
	補正係数	
	土木・空港	漁港・港湾
労務費	1.02	—
現場管理費率	1.03	—
【月単位の週休 2 日（交替制）】		
	補正係数	
	土木・空港	漁港・港湾
労務費	1.02	—
現場管理費率	1.02	—



R8.7.15～			
【完全週休 2 日（交替制）】			
	補正係数		
	土木	漁港・港湾	空港
労務費	—	—	—
現場管理費率	—	—	1.03
【月単位の週休 2 日（交替制）】			
	補正係数		
	土木	漁港・港湾	空港
労務費	—	—	—
現場管理費率	—	—	1.02

＜実施要領 6．別紙 1＞

週休 2 日交替制工事実施要領

【実施の流れ】＜実施要領5.＞

➤ 工事発注時

空港事業は「完全週休 2 日（交替制）」を達成した場合の補正係数を各経費に乗じた予定価格を作成する。ただし、評価期間が 7 日に満たない工事は「月単位の週休 2 日（交替制）」を達成した場合の補正係数とする。**その他の事業は補正係数による補正を行わない。**

➤ 工事契約後

発注者は、初回打合せ時に「完全週休 2 日（交替制）」（評価期間が 7 日に満たない工事は「通期の週休 2 日（交替制）」）に取り組む工事であることや、**空港事業においては達成できない場合の減額金額を工事打合せ簿で受注者に通知する。**

➤ 工事着手後から竣工まで

工事契約後、週休 2 日対象期間としていた期間において、**受注者の責によらず交替制による週休 2 日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して交替制による週休 2 日の対象外とする作業と期間を決定する。**ただし、交替制による週休 2 日の対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

週休 2 日交替制工事実施要領

【工事成績評定】 <実施要領 7. >

- 「完全週休 2 日（交替制）」の達成が確認できる場合は、和歌山県県土整備部工事成績評定にて加点。
- 初回打合せ時において、受注者側に「月単位の週休 2 日（交替制）」（評価期間が 7 日に満たない工事は「通期の週休 2 日（交替制）」）に**取り組む姿勢が明らかに見られなかった場合は、必要に応じ、和歌山県県土整備部工事成績評定にて減点。**
- 完全週休 2 日（交替制）（評価期間が 7 日に満たない工事は「月単位の週休 2 日（交替制）」）に関する**点数を減ずる措置は行わない。**

週休2日交替制工事実施要領

【完全週休2日（交替制）の確認及び評価方法】＜実施要領8.＞

技術者及び技術技能者ごとに作成し確認

工事着手日から評価の対象とする。

工事着手日とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手した日とする。

期間	休日数	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日
		10/30	10/31	11/1	11/2	11/3	11/4	11/5
		契約日	工期開始日					
		11/6	11/7	11/8	11/9	11/10	11/11	11/12
1期間	2	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17	11/18	11/19
		現場着手日				休日	休日	
2期間	2	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24	11/25	11/26
						休日	休日	
3期間	2	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1	12/2	12/3
					休日		休日	
4期間	2	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8	12/9	12/10
				休日			休日	
5期間	2	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15	12/16	12/17
					休日		休日	
6期間	2	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24
				休日			休日	
7期間	2	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29	12/30	12/31
			休日	休日				
8期間	3	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6	1/7
		休日	休日	休日				
9期間	2	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12	1/13	1/14
							休日	休日
10期間	2	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19	1/20	1/21
							休日	休日
11期間	2	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	1/27	1/28
							休日	休日
12期間	2	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2	2/3	2/4
							休日	休日
13期間	2	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11
				休日				休日
14期間	2	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18
				休日				休日
15期間	2	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25
					休日			休日
15期間	2	2/26	2/27	2/28	2/29	3/1	3/2	3/3
					休日			休日
		3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9	3/10
					完成日	工期末		

 : 評価期間
 : 対象期間

現場完成日が属する期間の1期間前の末日までを評価期間を対象とする。

現場完成日とは、現場での作業（出来形管理の測量、後片付けは除く）が完了した日とする。

評価期間の全ての期間単位（7日）で、技術者及び技能労働者が2日以上の日を確保しているため、「完全週休2日（交替制）」を達成

週休2日交替制工事実施要領

【月単位の週休2日（交替制）の確認及び評価方法（1）】

＜実施要領8．別紙2＞

技術者及び技能労働者の期間ごとの達成状況を取りまとめて集計表を作成

月単位の週休2日（交替制）達成状況

技術者及び技能労働者氏名	1期目	2期目	3期目	4期目	5期目	6期目	7期目	8期目	4週8休 達成状況
ア	4週9休	4週8休	4週9休	4週8休	4週7休	4週9休	4週8休	対象外	未達成
イ	4週8休	4週8休	4週8休	4週9休	4週8休	4週9休	4週8休	対象外	達成
ウ	4週8休	4週8休	4週8休	4週9休	4週8休	4週9休	4週8休	対象外	達成
エ	対象外	4週9休	4週8休	4週8休	4週8休	4週9休	4週9休	対象外	達成

技術者及び技能労働者が1名でも未達成の場合は、「月単位の週休2日（交替制）」未達成とする。

週休 2 日交替制工事実施要領

【月単位の週休 2 日（交替制）の確認及び評価方法（2）】

＜実施要領 8．別紙 2＞

技術者及び技術技能者ごとに作成し確認

工事着手日までは対象外

工事着手日から評価の対象とする。
工事着手日とは、実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量）に着手した日とする。

1 期間目
⇒ 4 週 9 休

2 期間目
⇒ 4 週 8 休

年末年始 6 日間
は対象外

3 期間目
⇒ 4 週 9 休

4 期間目
⇒ 4 週 8 休

5 期間目
⇒ 4 週 7 休

6 期間目
⇒ 4 週 9 休

7 期間目
⇒ 4 週 8 休

8 期間目中
⇒ 対象外

評価期間
対象期間

月単位：4 週 8 休未満の期間有り。
通期： $(9 + 8 + 9 + 8 + 7 + 9 + 8) / 7 = 8.2$
⇒ 4 週 8 休について「月単位」は未達成、
のため、補正係数を計上しない。

現場完成日が属する期間の 1 期間前の末日までを評価期間を対象とする。
現場完成日とは、現場での作業（出来形管理の測量、後片付けは除く）が完了した日とする。

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
現場事務所 休日①	現場事務所 休日②	現場事務所 休日③	現場事務所 休日④	現場事務所 休日⑤	現場事務所 休日⑥	現場事務所 休日⑦
11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23	11/24
現場事務所 休日⑧	現場事務所 休日⑨	現場事務所 休日⑩	現場事務所 休日⑪	現場事務所 休日⑫	現場事務所 休日⑬	現場事務所 休日⑭
11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
現場事務所 休日⑮	現場事務所 休日⑯	現場事務所 休日⑰	現場事務所 休日⑱	現場事務所 休日⑲	現場事務所 休日⑳	現場事務所 休日㉑
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
現場事務所 休日㉒	現場事務所 休日㉓	現場事務所 休日㉔	現場事務所 休日㉕	現場事務所 休日㉖	現場事務所 休日㉗	現場事務所 休日㉘
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15
現場事務所 休日㉙	現場事務所 休日㉚	現場事務所 休日㉛	現場事務所 休日㉜	現場事務所 休日㉝	現場事務所 休日㉞	現場事務所 休日㉟
12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22
現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲	現場事務所 休日㊳	現場事務所 休日㊴	現場事務所 休日㊵	現場事務所 休日㊶	現場事務所 休日㊷
12/23	12/24	12/25	12/26	12/27	12/28	12/29
現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹	現場事務所 休日㊺	現場事務所 休日㊻	現場事務所 休日㊼	現場事務所 休日㊽	現場事務所 休日㊾
12/30	12/31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5
現場事務所 休日㊿	現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲	現場事務所 休日㊳	現場事務所 休日㊴	現場事務所 休日㊵	現場事務所 休日㊶
1/6	1/7	1/8	1/9	1/10	1/11	1/12
現場事務所 休日㊷	現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹	現場事務所 休日㊺	現場事務所 休日㊻	現場事務所 休日㊼	現場事務所 休日㊽
1/13	1/14	1/15	1/16	1/17	1/18	1/19
現場事務所 休日㊾	現場事務所 休日㊿	現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲	現場事務所 休日㊳	現場事務所 休日㊴	現場事務所 休日㊵
1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26
現場事務所 休日㊶	現場事務所 休日㊷	現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹	現場事務所 休日㊺	現場事務所 休日㊻	現場事務所 休日㊼
1/27	1/28	1/29	1/30	1/31	2/1	2/2
現場事務所 休日㊽	現場事務所 休日㊾	現場事務所 休日㊿	現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲	現場事務所 休日㊳	現場事務所 休日㊴
2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9
現場事務所 休日㊵	現場事務所 休日㊶	現場事務所 休日㊷	現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹	現場事務所 休日㊺	現場事務所 休日㊻
2/10	2/11	2/12	2/13	2/14	2/15	2/16
現場事務所 休日㊼	現場事務所 休日㊽	現場事務所 休日㊾	現場事務所 休日㊿	現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲	現場事務所 休日㊳
2/17	2/18	2/19	2/20	2/21	2/22	2/23
現場事務所 休日㊴	現場事務所 休日㊵	現場事務所 休日㊶	現場事務所 休日㊷	現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹	現場事務所 休日㊺
2/24	2/25	2/26	2/27	2/28	3/1	3/2
現場事務所 休日㊻	現場事務所 休日㊼	現場事務所 休日㊽	現場事務所 休日㊾	現場事務所 休日㊿	現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲
3/3	3/4	3/5	3/6	3/7	3/8	3/9
現場事務所 休日㊳	現場事務所 休日㊴	現場事務所 休日㊵	現場事務所 休日㊶	現場事務所 休日㊷	現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹
3/10	3/11	3/12	3/13	3/14	3/15	3/16
現場事務所 休日㊺	現場事務所 休日㊻	現場事務所 休日㊼	現場事務所 休日㊽	現場事務所 休日㊾	現場事務所 休日㊿	現場事務所 休日㊱
3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	3/22	3/23
現場事務所 休日㊲	現場事務所 休日㊳	現場事務所 休日㊴	現場事務所 休日㊵	現場事務所 休日㊶	現場事務所 休日㊷	現場事務所 休日㊸
3/24	3/25	3/26	3/27	3/28	3/29	3/30
現場事務所 休日㊹	現場事務所 休日㊺	現場事務所 休日㊻	現場事務所 休日㊼	現場事務所 休日㊽	現場事務所 休日㊾	現場事務所 休日㊿
3/31	4/1	4/2	4/3	4/4	4/5	4/6
現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲	現場事務所 休日㊳	現場事務所 休日㊴	現場事務所 休日㊵	現場事務所 休日㊶	現場事務所 休日㊷
4/7	4/8	4/9	4/10	4/11	4/12	4/13
現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹	現場事務所 休日㊺	現場事務所 休日㊻	現場事務所 休日㊼	現場事務所 休日㊽	現場事務所 休日㊾
4/14	4/15	4/16	4/17	4/18	4/19	4/20
現場事務所 休日㊿	現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲	現場事務所 休日㊳	現場事務所 休日㊴	現場事務所 休日㊵	現場事務所 休日㊶
4/21	4/22	4/23	4/24	4/25	4/26	4/27
現場事務所 休日㊷	現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹	現場事務所 休日㊺	現場事務所 休日㊻	現場事務所 休日㊼	現場事務所 休日㊽
4/28	4/29	4/30	5/1	5/2	5/3	5/4
現場事務所 休日㊾	現場事務所 休日㊿	現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲	現場事務所 休日㊳	現場事務所 休日㊴	現場事務所 休日㊵
5/5	5/6	5/7	5/8	5/9	5/10	5/11
現場事務所 休日㊶	現場事務所 休日㊷	現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹	現場事務所 休日㊺	現場事務所 休日㊻	現場事務所 休日㊼
5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18
現場事務所 休日㊽	現場事務所 休日㊾	現場事務所 休日㊿	現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲	現場事務所 休日㊳	現場事務所 休日㊴
5/19	5/20	5/21	5/22	5/23	5/24	5/25
現場事務所 休日㊵	現場事務所 休日㊶	現場事務所 休日㊷	現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹	現場事務所 休日㊺	現場事務所 休日㊻
5/26	5/27	5/28	5/29	5/30	5/31	6/1
現場事務所 休日㊼	現場事務所 休日㊽	現場事務所 休日㊾	現場事務所 休日㊿	現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲	現場事務所 休日㊳
6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
現場事務所 休日㊴	現場事務所 休日㊵	現場事務所 休日㊶	現場事務所 休日㊷	現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹	現場事務所 休日㊺
6/9	6/10	6/11	6/12	6/13	6/14	6/15
現場事務所 休日㊻	現場事務所 休日㊼	現場事務所 休日㊽	現場事務所 休日㊾	現場事務所 休日㊿	現場事務所 休日㊱	現場事務所 休日㊲
6/16	6/17	6/18	6/19	6/20	6/21	6/22
現場事務所 休日㊳	現場事務所 休日㊴	現場事務所 休日㊵	現場事務所 休日㊶	現場事務所 休日㊷	現場事務所 休日㊸	現場事務所 休日㊹

週休2日交替制工事実施要領

【月単位の週休2日（交替制）の確認及び評価方法（3）】

技術者及び技術技能者ごとに作成し確認

＜実施要領8．別紙2＞

 : 評価期間
 : 対象期間

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日（現場測量）	休日①	休日②	施工	施工	休日③
現場閉所	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23
休日④	施工	施工	施工	施工	休日⑤	11/24
現場閉所	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
休日⑦	施工	施工	現場完成日（施工完了）	出来形測量	工事看板撤去	12/1
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
	工事完成日		工期末日			
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15

工事着手日
までは対象外

（対象期間が7日以上28
日未満の場合）

1 期間目

⇒ 1 週 4 休

2 期間目

⇒ 1 週 3 休

3 期間目

⇒ 評価対象外

工事着手日から現場完成日が属する期間の1 期間前の
末日までが評価対象

2 週 7 休を 4 週に換算し、4 週 1 4 休

⇒ 4 週 8 休以上のため、「月単位」達成とみなす

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29	10/30	10/31	11/1	11/2	11/3
	契約日	工期開始日			着工前写真	
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12	11/13	11/14	11/15	11/16	11/17
	工事着手日（現場測量）	施工	施工	施工	施工	休日①
現場閉所	11/18	11/19	11/20	11/21	11/22	11/23
休日②	施工	施工	施工	施工	休日③	11/24
現場閉所	11/25	11/26	11/27	11/28	11/29	11/30
休日⑤	施工	施工	施工	施工	施工	休日⑥
現場閉所	12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7
休日⑦	施工	施工	施工	施工	施工	休日⑧
12/9	12/10	12/11	12/12	12/13	12/14	12/15
現場完成日（施工完了）	出来形測量	工事看板撤去	工事完成日		工期末日	

（対象期間が28日の場合）

1 期間目

⇒ 1 週 2 休

2 期間目

⇒ 1 週 3 休

3 期間目

⇒ 1 週 2 休

4 期間目

⇒ 1 週 2 休

2 8 日（4 週）のため、対象期間を評価期間とする

➢ 4 週 9 休（4 週 8 休以上）のため、「月単位」達成とする

週休2日交替制工事実施要領

【月単位の週休2日（交替制）の確認及び評価方法（2）】

＜実施要領8．別紙2＞

技術者及び技術技能者ごとに作成し確認

 : 評価期間
 : 対象期間

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29 契約日	10/30 工期開始日	10/31	11/1	11/2 着工前写真	祝日 11/3
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12 工事着手日（現場測量）	11/13 現場閉所 休日①	11/14 施工	11/15 現場閉所 現場完成日（施工完了）	11/16	11/17
11/18	11/19 出来形測量	11/20 工事看板撤去	11/21	11/22	祝日 11/23	11/24
11/25	11/26 工事完成日	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
12/9	12/10	12/11	12/12 工期末日	12/13	12/14	12/15

（対象期間が7日未満の場合）
 ⇒ 4日1休

評価期間の4日1休を28日（4週）に換算し、
 4週7休
 ⇒ 4週8休未満のため、未達成とみなす

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
10/28	10/29 契約日	10/30 工期開始日	10/31	11/1	11/2 着工前写真	祝日 11/3
11/4	11/5	11/6	11/7	11/8	11/9	11/10
11/11	11/12 工事着手日（現場測量）	11/13 現場閉所 休日①	11/14 施工	11/15 現場閉所 休日②	11/16 現場完成日（施工完了）	11/17
11/18	11/19 出来形測量	11/20 工事看板撤去	11/21	11/22	祝日 11/23	11/24
11/25	11/26 工事完成日	11/27	11/28	11/29	11/30	12/1
12/2	12/3	12/4	12/5	12/6	12/7	12/8
12/9	12/10	12/11	12/12 工期末日	12/13	12/14	12/15

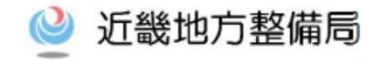
（対象期間が7日未満の場合）
 ⇒ 5日2休

評価期間の5日2休を28日（4週）に換算し、
 4週11休
 ⇒ 4週8休以上のため、「月単位」達成とみなす

ICT活用工事について

建設業従事者の現状

建設業就業者の現状



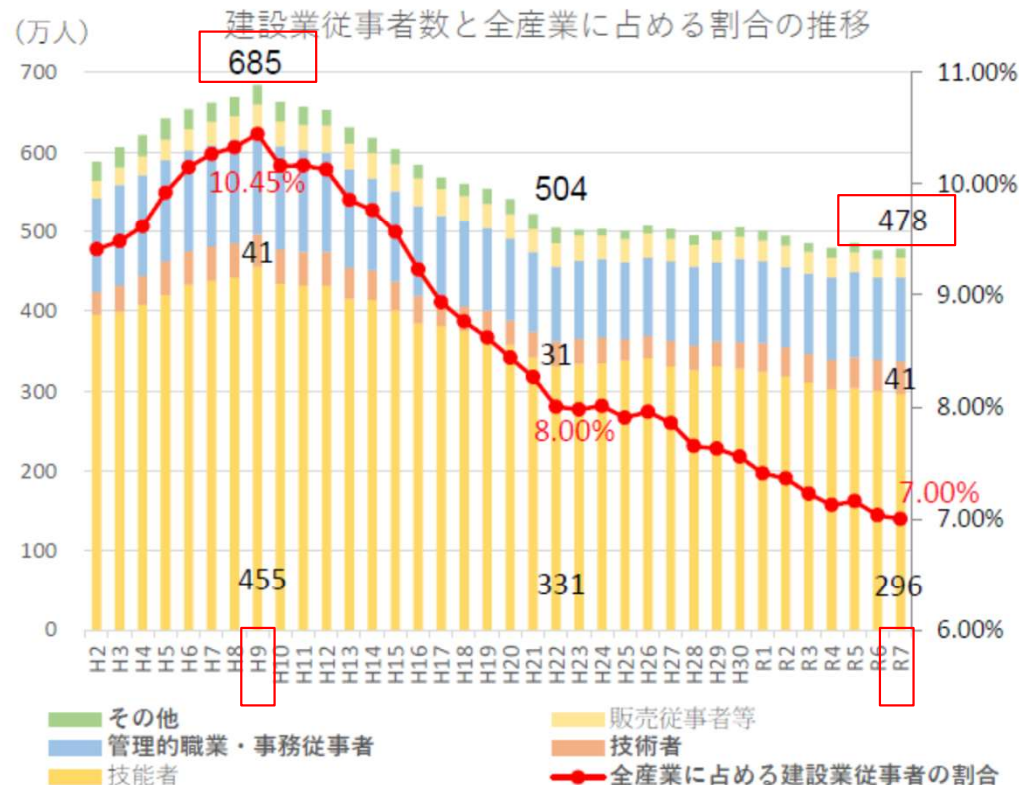
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 478万人(R7)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 41万人(R7)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 296万人(R7)

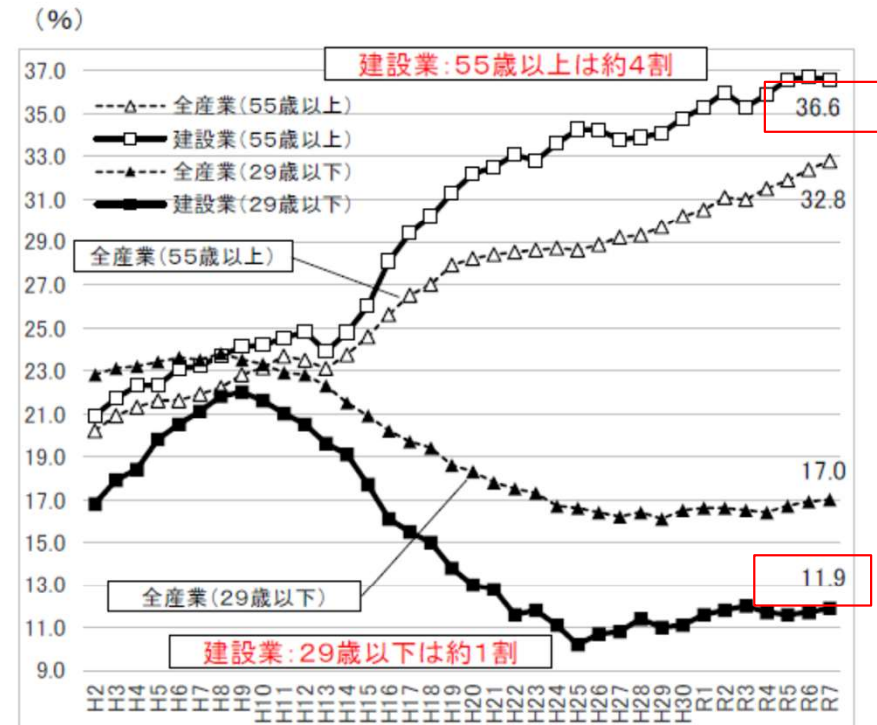
建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

ICT活用工事とは

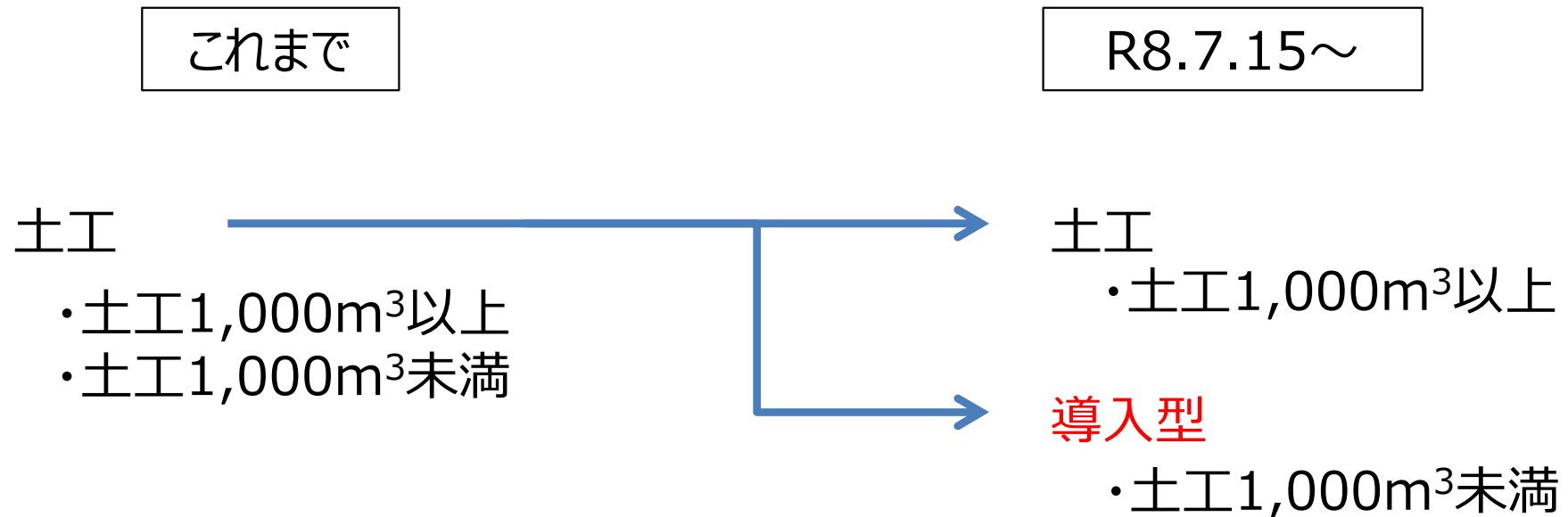
- ICT活用工事とは、「3次元起工測量」「3次元設計データ作成」「ICT建機による施工」「3次元出来形管理等の施工管理」「3次元データの納品」の各段階でICT施工技術を活用する工事
- 発注方式
 - ・発注者指定Ⅰ型…全段階活用を指定
 - ・発注者指定Ⅱ型…部分活用を指定
 - ・受注者希望型 …各段階の活用を受注者が提案して実施



実施要領・積算要領の主な改定内容（１）

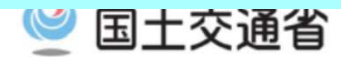
- 土工1,000m³未満の小規模工事を対象に、
ICT活用工事（導入型）を新たに追加

対象工種：河川土工、海岸土工、砂防土工、道路土工



実施要領・積算要領の主な改定内容（２）

令和8年度 ICT活用工事 実施要領・積算要領 主な変更点



ICT施工の更なる普及促進のための措置（新たな枠組み「導入型ICT活用工事」の追加）

- ICT施工未経験企業や地方自治体工事を主に受注している企業へのICT技術の導入を促すため、小規模工事を対象に、これまでのハードルが高かった3次元建設機械による施工に、2次元建設機械による施工など簡易なICT技術活用を加えた要領を新たに整備する。
- 工事内容に応じオーバースペックにならず、最適な技術を選択することで、小規模工事における更なる現場の省人化を図る。ICT技術の利便性に触れていただくことでステップアップにつながることも期待。

■導入型ICT活用工事



実施要領・積算要領の主な改定内容（3）

○受注者希望型

R8.7.15～

工種		対象工事	発注方式	①3次元 起工測量	②3次元設計 データ作成	③ICT 建機施工	④3次元 出来形管理	⑤3次元 データ納品	工事成績加点		
土工（河川土工・海岸土工・砂防土工・道路土工）		予定価格 1,500万円 （税抜き） 以上の工事 ただし、事業 主管課と協議 の 整わなかった 工事を除く	受注者 希望型	選択	必須	選択	必須 （面管理）	必須	全プロセス 活用 2点（0.8点） 上記以外 1点（0.4点） 対象工事外で あっても加点は 可とする。		
導入型 ※土工 1,000m3未満	全面活用型			必須（ICT全面活用・断面管理）							
	ステップアップ型			必須 （単点計測技術）		必須 （2次元MG建設機械）	必須 （断面管理）	必須			
	ファーストステップ型			必須 （単点計測技術）			必須 （断面管理）	必須			
作業土工（床掘）				選 択	必 須	選択					
法面工								必須 （面管理/断面管理）			
舗装工						選択		必須 （面管理/断面管理）			必
河川浚渫工 （バックホウ浚渫船）								必須 （面管理/施工履歴）			
地盤改良工（安定処理・中層混合・スラリー攪拌）							必須	必須 （施工履歴データ）			
舗装修繕工（切削）							必須	必須 （断面管理/施工履歴）			須
コンクリート堰堤工 他								必須 （面管理/断面管理）			

○発注者指定型

発注方式	工種	対象工事	①3次元 起工測量	②3次元設計 データ作成	③ICT 建機施工	④3次元 出来形管理	⑤3次元 データ納品	工事成績加点
発注者指定 Ⅰ 型	土工 (河川土工・海岸土工・ 砂防土工・道路土工)	土工量2,000㎡ 以上の工事	必 須 (ICT全面活用・面管理)					全プロセス 活用 2点(0.8点)
発注者指定 Ⅱ 型	1,500万円以上かつ 土工量2,000㎡未満の 工事のうち、発注機関が指定		選択	必須	通常建機(選択)	必須	必須	全プロセス活用 2点(0.8点)
	(法面工・舗装工の試行)				出来形管理用TSの活用(断面管理)			必須項目活用 1点(0.4点)

「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」の費用計上の考え方

ICT活用工事(各工種毎)における出来形管理手法と積算方法

別紙-2

ICT活用工事 積算要領名称	3次元出来形管理等の施工管理										
	空中写真測量 (無人航空機) を用いた出来形管理	地上型レーザースキャナを用いた出来形管理	無人航空機搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理	地上移動体搭載型レーザースキャナを用いた出来形管理	T S等光波方式を用いた出来形管理	T S (ノンプリズム方式)を用いた出来形管理	RTK-GNSSを用いた出来形管理	施工履歴データを用いた出来形管理	地上写真測量を用いた出来形管理	モバイル端末を用いた出来形管理	音響測深機を用いた出来形管理
土工(導入型)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
土工	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
砂防土工	○	○	○	○	○	○	○				
河床等掘削								○			○
作業土工(床掘工)	3次元出来形管理等の施工管理対象外										
付帯構造物設置工	○	○	○	○	○	○	○		○	○	
法面工	○	○	○	○	○	○	○		○		
擁壁工	○	○	○	○	○	○	○				
地盤改良工(安定処置)								○			
地盤改良工(中層混合処置)								○			
地盤改良工(スラリー攪拌工)								○			
地盤改良工(ペーパードレーン工)								○			
地盤改良工(サンドコンパクションバイブル工)								○			
基礎工	○	○	○	○	○	○	○				
河川渡渉								○			○
舗装工		○		○	○	○					
舗装工(修繕工)					○	○		○	○		
構造物工(橋梁上部)	○	○	○		○						
構造物工(橋脚・橋台)	○	○	○		○						
構造物工(コンクリート導流工)	○	○	○	○	○	○	○				

【注意事項】

○ : 補正係数等の費用計上対象出来形管理

※土工(導入型)、構造物工(橋梁上部)については、管理断面及び変化点の出来形計測(従来の出来形管理)を想定しているため、面管理を実施しても費用計上は行わないこと。

ICT活用工事の必須項目未履行について

ICT活用工事の必須項目を履行しなかった場合について

①「発注者指定Ⅰ型」の場合

【ICT建機費用について】

当初積算において、ICT建機は必須項目であるため、ICT建機施工に要する費用（ICT建機賃料やシステム初期費）を計上しており、ICT建機施工が未履行の場合は、通常建機を使用した場合の積算に変更（減額）となります。

【工事成績の減点について】

受注者の責により全ての段階（必須項目）を未履行の場合は、工事成績評定の法令順守等において－８点
いずれかの段階（必須項目）を未履行の場合は、工事成績評定の法令順守等において－３点

②「発注者指定Ⅱ型」の場合

【ICT建機費用について】

当初積算において、ICT建機施工は選択項目であるためICT建機施工に要する費用を見込まず、通常建機での積算としていますので、ICT建機施工未履行の場合においても変更はありません。

【工事成績の減点について】

受注者の責により

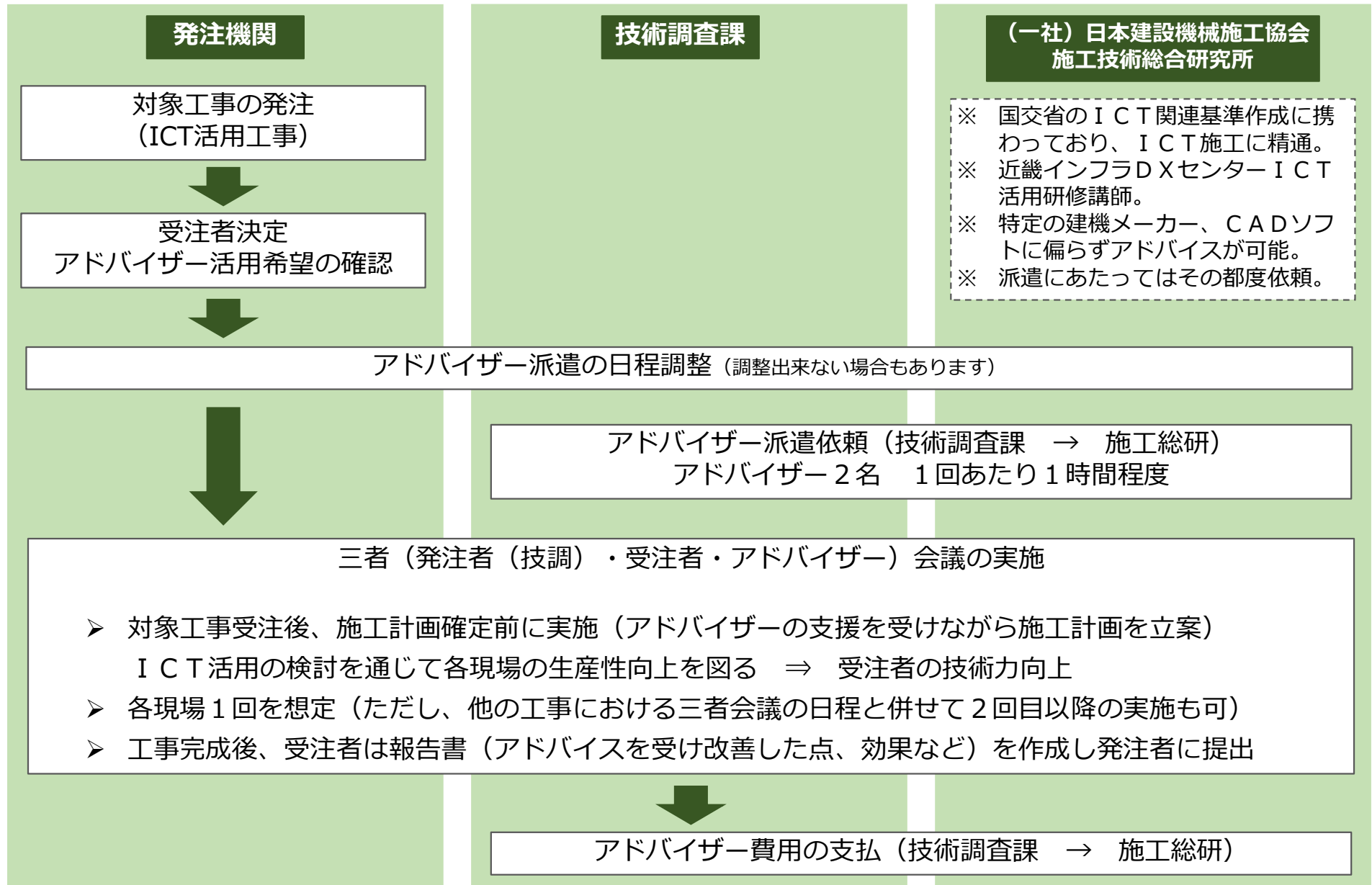
必須項目の全ての段階で未履行の場合は、工事成績評定の法令順守等において－８点

必須項目のいずれかの段階で未履行の場合は、工事成績評定の法令順守等において－３点

※未履行の場合の減点等について、実施要領に記載しています。

※積算内容については、ICT活用工事積算要領をご確認をお願いします。

ICTアドバイザーによる支援について（１）



ICTアドバイザーによる支援について（２）



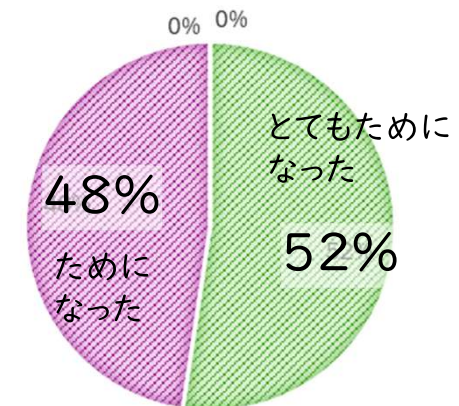
※R8.8月末時点

	R4	R5	R6	R7	R8※	合計
実施件数	11	13	7	35	19	85

令和7年度ICTアドバイザー受講者アンケート結果

- ・現場図面に合わせて説明があり分かりやすかった。
- ・ICTの仕組みなど色々多様な使い方があったため自社で勉強して共有したいと思った。
- ・ICT活用工事で断面管理も含まれることがわかった。
- ・普段議論する機会がない。このような機会は有難い。
- ・動画を見てすごい便利だと思った。
- ・現状使用しているが、再確認できた。
- ・三次元データを使う事で今までしていた管理などが楽になると思った。

■ とてもためになった ■ ためになった
■ すでに知っている内容だった ■ 活用する必要がないと思った



アンケート回答数84名



ICT活用工事事例について

有田川河川災害復旧外合併工事



推薦者	和歌山県
発注者	和歌山県 有田振興局 建設部
業者名	木下建設株式会社
工期	2023年12月12日～2025年01月09日
施工場所	和歌山県有田郡有田川町押手地内
請負金額	84,202,800円

【取組概要】

本工事は、令和5年6月に発生した豪雨により被災した護岸の復旧工事であり、仮設工から護岸復旧までの全工程を短期間で安全に遂行することが求められた。ただし、本現場は通信不感地であったため、まずStarlinkとWi-Fi拡張器を用いてICTを実施できる現場通信環境を構築した。そのうえで、本工事では工事プロセス全行程で若手社員中心に完全内製でICTを活用し、工期短縮、及び生産性向上を実現した。



StarlinkとWi-Fi拡張器を用いた通信環境構築

杭ナビ+快速ナビによる大型ブロック設置



工事プロセス全体で若手社員による完全内製でのICT活用

- 通信不感地の現場条件で、Starlink付属アンテナに加え、Wi-Fi拡張器を導入することで通信可能距離を半径300mまで拡大し、現場全体でICTを活用できる環境を構築。
- 若手中心に完全内製で起工測量から3次元設計データ作成、ICT建機によるマシンガイダンス施工まで一気通貫で実施。測量～仮設計画～施工全体で28日の工期短縮、49人日の省人化を実現。
- 大型ブロック設置作業において、杭ナビと快速ナビを組み合わせ、3次元設計データに合わせてブロック設置することで、手元作業員を50%削減（2人→1人）、作業スピードが1.5倍に向上（2.0m²/時間→3.0m²/時間）。
- 本工事の取組について、和歌山県職員に対するICT活用勉強会や国際建設・測量展（CSPI-EXPO）で発表する等、ICT施工の標準化に向けた普及啓発活動を実施。



ICT活用工事事例について

和歌山県 Wakayama Prefecture

English | 簡体字 | 繁体字 | 한국어 | Français

文字サイズ 標準 拡大 色合い 標準 黒 青

Google 検索

和歌山城 和歌山県PRキャラクター「さいちゃん」

ホーム > 組織から探す > 技術調査課 > ICT活用工事

音声読み上げ

県土整備政策局

県土整備政策課

技術調査課

検査・技術支援課

用地対策課

ICT活用工事

ICT活用工事事例はこちら

道路局

道路政策課

高速道路推進室

道路保全課

道路建設課

河川下水道局

河川課

砂防課

下水道課

都市住宅局

都市政策課

建築住宅課

公共建築課

港湾空港局

港湾空港振興課

港湾漁港整備課

土砂災害啓発センター

和歌山下津港湾事務所

熊野白浜リゾート空港
(正式名称: 南紀白浜空港)

ICT活用工事「令和8年7月15日以降に当初設計書を作成する工事から」

和歌山県県土整備部におけるICT活用工事実施要領(20260715) (PDF形式 1,101キロバイト)

和歌山県県土整備部におけるICT活用工事実施要領(20260715) (見え消し) (PDF形式 1,156キロバイト)

和歌山県県土整備部におけるICT活用工事積算要領(20260715) (PDF形式 140キロバイト)

ICT活用工事計画書(20260715) (ワード形式 86キロバイト)

改定概要(PDF形式 95キロバイト)

ICTアドバイザー制度(PDF形式 86キロバイト)

出来形管理の監督・検査要領、出来形管理要領等(国土交通省) (外部リンク)

ICT施工ヘルプデスク問答集(外部リンク)

※積算要領については、国土交通省の積算要領を参照することとします。

※ICT活用工事の適正な積算の徹底について(ICT活用工事の際は参考にするようお願いします。)

①-1 ICT活用工事の適正な積算の徹底について(PDF形式 55キロバイト)

①-2 【資料-1】ICT活用工事の適正な積算について(補足)(令和8年度向け)(PDF形式 1,103キロバイト)

②-1 【資料-2】出来形管理手法の変更に係る協議書の書式例(PDF形式 110キロバイト)

②-2 【資料-2】ICT活用工事工程単位(エクセル形式 248キロバイト)

③-1 【資料-3】ICT活用工事の適正な積算に係るチェックリストについて(PDF形式 237キロバイト)

③-2 ICT活用工事チェックリスト(県土整備部版有)(エクセル形式 110キロバイト)

※下記の項目については、国土交通省ホームページをご確認ください。

建設業におけるICTの導入・活用に向けた施策について(ICT指針・ICT指針事例集・中小企業省力化投資補助金) (外部リンク)

- 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針(ICT指針)
- ICT事例集について
- 中小企業省力化投資補助金について

和歌山県 Wakayama Prefecture

文字サイズ 標準 拡大 色合い 標準 黒 青

Google 検索

和歌山城 和歌山県PRキャラクター「さいちゃん」

ホーム > 組織から探す > 技術調査課 > DX取組事例

音声読み上げ

県土整備政策局

県土整備政策課

技術調査課

検査・技術支援課

用地対策課

道路局

道路政策課

高速道路推進室

道路保全課

道路建設課

河川下水道局

河川課

砂防課

下水道課

都市住宅局

都市政策課

建築住宅課

公共建築課

港湾空港局

港湾空港振興課

港湾漁港整備課

土砂災害啓発センター

和歌山下津港湾事務所

熊野白浜リゾート空港
(正式名称: 南紀白浜空港)

DX取組事例

DX取組事例

ICT活用工事

掘削

【西牟婁】令和7年度 防交金 第204-30号-2 熊野川河川整備工事(PDF形式 390キロバイト)

【有田】令和7年度 5年災 第4002号-6 海南吉備線道路災害復旧工事(PDF形式 350キロバイト)

【伊都】令和7年度 県債道交金 第101号-4 二見御幸辻停車場線道路改良工事(PDF形式 477キロバイト)

【海南】令和7年度 県債道交金 第114号-3 野上清水線道路改良工事(PDF形式 401キロバイト)

【伊都】令和7年度 県債急傾斜 第1号外 寺尾地区急傾斜地崩壊対策工事(PDF形式 409キロバイト)

河川浚渫

【海南】令和6年度 大規模 第405-30号-3 日方川河川整備工事(PDF形式 418キロバイト)

盛土

【西牟婁】令和7年度 県債道交金 第125号 平瀬上三栖線道路改良工事(PDF形式 393キロバイト)

法面工

【新宮】令和6年度 県債急傾斜 第45号 日足6地区急傾斜地崩壊対策工事(PDF形式 499キロバイト)

舗装工

【海草】令和6年度 県債交安交金 第201-2号-6 岩出海南線交付金交通安全工事(PDF形式 387キロバイト)

無人施工

【日高】令和7年度 6年災 第5003号 日高印南線道路災害復旧工事(PDF形式 435キロバイト)

遠隔臨場

【海草】令和5年度 防交金 第105-30号-3 大門川河川整備工事(PDF形式 404キロバイト)

【海南】令和7年度 県債道交金 第4号-5 国道370号道路改良工事(PDF形式 359キロバイト)

ICT活用工事に関するHP（１）

English | 簡体字 | 繁体字 | 한국어 | Français



和歌山県
Wakayama Prefecture

文字サイズ 標準 拡大 色合い 標準 黒 青

Google 検索



和歌山城
和歌山県PRキャラクター「さいちゃん」

組織から探す

ホーム > 組織から探す > 技術調査課 > ICT活用工事 音声読み上げ

県土整備政策局

県土整備政策課

技術調査課

検査・技術支援課

用地対策課

道路局

道路政策課

高速道路推進室

道路保全課

道路建設課

河川下水道局

河川課

砂防課

下水道課

都市住宅局

都市政策課

建築住宅課

公共建築課

港湾空港局

港湾空港振興課

港湾空港整備課

ICT活用工事

ICT活用工事

ICT活用工事事例はこちら

ICT活用工事「令和8年7月15日以降に当初設計書を作成する工事から」

-  和歌山県県土整備部におけるICT活用工事実施要領(20260715) (PDF形式 1,101キロバイト)
-  和歌山県県土整備部におけるICT活用工事実施要領(20260715) (見え消し) (PDF形式 1,156キロバイト)
-  和歌山県県土整備部におけるICT活用工事積算要領(20260715) (PDF形式 140キロバイト)
-  ICT活用工事計画書(20260715) (ワード形式 86キロバイト)
-  改定概要 (PDF形式 95キロバイト)
-  ICTアドバイザー制度 (PDF形式 86キロバイト)
- 出来形管理の監督・検査要領、出来形管理要領等(国土交通省) (外部リンク)**
- ICT施工ヘルプデスク問答集(外部リンク)**

※積算要領については、国土交通省の積算要領を参照することとします。

※ICT活用工事の適正な積算の徹底について (ICT活用工事の際は参考にするようお願いします。)

-  ①-1 ICT活用工事の適正な積算の徹底について (PDF形式 55キロバイト)
-  ①-2 【資料-1】ICT活用工事の適正な積算について(補足) (令和8年度向け) (PDF形式 1,103キロバイト)
-  ②-1 【資料-2】出来形管理手法の変更に係る協議書の書式例 (PDF形式 110キロバイト)
-  ②-2 【資料-2】ICT活用工事工程単位 (エクセル形式 248キロバイト)
-  ③-1 【資料-3】ICT活用工事の適正な積算に係るチェックリストについて (PDF形式 237キロバイト)
-  ③-2 ICT活用工事チェックリスト(県土整備部版有) (エクセル形式 110キロバイト)

※下記の項目については、国土交通省ホームページをご確認をお願いします。

建設業におけるICTの導入・活用に向けた施策について (ICT指針・ICT指針事例集・中小企業省力化投資補助金) (外部リンク)

- 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針 (ICT指針)
- ICT事例集について
- 中小企業省力化投資補助金について

ICT活用工事に関するHP（2）

建設施工・建設機械

ホーム > 政策・仕事 > 技術調査 > 建設施工・建設機械 > ICTの全面的な活用 > 要領関係等（ICTの全面的な活用）

要領関係等（ICTの全面的な活用）

ICTの全面的な活用に関する要領等をご紹介します。

出来形管理の監督・検査要領、出来形管理要領

出来形管理の監督・検査要領

3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
R7.3月 改定
3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工編）（案）
R7.3月 改定
3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
R7.3月 改定
3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫工編）（案）
R7.3月 改定
3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（付帯構造物設置工編）（案）
R7.3月 改定
3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工編）（案）
R7.3月 改定
3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工）・バーチカルドレーン工編）（案）
R7.3月 改定
3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（法面工編）（案）
R7.3月 改定
3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（トンネル工編）（案）
R7.3月 改定
3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（基礎工編）（案）
R7.3月 改定

出来形管理要領

- 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）※R8.3月改定
- ・総括表
- ・3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）
- ・（参考）技術概要集
- ・参考資料

（参考）3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）使い方ガイド

※「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に関するQ&A及び技術的なご質問は [こちら](#) へ

3.1 リンク機能を有効にするための準備

- ・HPから全ての資料をダウンロードする。
- ・ダウンロード時のファイル名から、各ファイル名を下記の通り変更する。
- ・ダウンロードしたファイルは全て同じフォルダに保存する。

スリム化版要領

総括表

3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

技術概要集

参考資料

ファイル名が違っているとリンク機能が正しく動作しないので注意！

フォルダ

※ダウンロードはこちら

3. スリム化版要領の使い方について

総括表

工種	測量方法	計測性能及び精度管理										3次元計測技術(技術概要集)										精度管理・品質管理ガイド
		起工測量	設計データ作成	出来形管理	出来形計測	出来形管理	出来形計測	出来形管理	出来形計測	出来形管理	出来形計測	出来形管理	出来形計測	出来形管理	出来形計測	出来形管理	出来形計測	出来形管理				
土工	多点計測管理 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
舗装工	多点計測管理 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
路肩切削工	多点計測管理 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
河川復元工	多点計測管理 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
付帯構造物施工	多点計測管理 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
高層建築物工事・道路工・橋梁工事等	その他管理 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
道路工(スラブ・擁壁工)・トンネル工	その他管理 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
トンネル工	多点計測管理 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
トンネル工	多点計測管理 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
トンネル工(トンネル・トンネル工)	多点計測管理 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
トンネル工(トンネル・トンネル工)	多点計測管理 ¹⁾	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

技術概要集

設計データチェックや精度確認試験の資料へ

要領本編

別紙1 実施事項

別紙2 計測性能及び 精度管理

- ・3次元設計データチェックシート集
- ・精度確認・出来形算出ガイド

ICT活用工事に関するHP（４）

建設技術支援

Construction technical support

近畿技術事務所の技術の一覧、及び、作成したマニュアル等を紹介しています。

トップ > 建設技術支援 > ICT施工に関する技術支援 > ICT施工ヘルプデスク問答集

建設技術支援	ICT施工ヘルプデスク問答集	
- 道路に関する技術支援 - 河川に関する技術支援 - 土木機械設備に関する技術支援 - ICT施工に関する技術支援 - 産学官連携による技術開発 - 全体最適化の導入（コンクリート工の規格の標準化等・施工時期の平準化） - 技術情報の提供		
	全体	起工測量
	3D設計	施工
	出来形管理	電子納品
	積算	精度・計測方法
	その他	

ICT施工ヘルプデスク Q&A（全体）

番号	回答日	区分	質問	回答
21	H29.1.16	全体	ICT施工を希望する旨の協議書提出時、③ICT建機による施工だけを選択した場合、機械経費のみ変更計上となっていますが、ICT建機による施工で使用する3Dデータ作成費用は計上できないでしょうか？また、ICT機械経費とは初期費等も込みでしょうか？また、施工の前段階のICT活用工事計画書を提出するタイミングで協議を挙げればよろしいでしょうか？	3Dデータ作成費用の計上は、あくまでも「ICT活用施工」の一連のプロセスにおける3次元設計データの設計図書化において行われるものであるため、問いの「③ICT建設機械による施工」だけを選択された場合においては、3Dデータの作成費用は計上できません。なお、「②3次元設計データ作成」及び「③ICT建設機械による施工」の2項目のみを選択された場合も、これと同様です。また、機械施工経費については、「ICT活用工事積算要領」に基づき「システムの初期費」も計上します。また、協議のタイミングとしましては、施工前段階のICT活用工事計画書を提出する際に挙げて頂ければ結構です。ただし、上述のとおり「③ICT建設機械による施工」だけを選択された場合においては、3Dデータの作成費用は計上できません。
19	H28.12.16	全体	従来は完成図面を提出していますが、ICT土工でも完成図面を納品するのでしょうか？その場合、従来の完成図とは違う部分がありますか？	工事完成図については、従来どおり2次元の完成図を提出してください。詳細は下記に従ってください。 ＜起工測量結果により土工数量のみが変更となる場合＞ ・標準横断面図及び管理測点毎の横断面図は残し、図中に※土工（数量）については3次元データで正とし、横断面図は参考図扱いとする旨を記述してください。 ・管理測点毎の横断面図への出来形寸法の赤書きや起工測量結果の横断面図への反映等、現況の反映のための図面修正作業は土工部分については不要です。 ＜土工以外の構造物の位置関係や土工の積算区分の境界位置が変更になる場合＞ ・管理測点毎の横断面図への設計変更の反映については、構造物の位置関係や積算区分を表現するのに必要な管理測点に限り、設計横断面及び起工測量結果を受けた現地壁線の修正を反映させてください。
18	H28.12.6	全体	現在施工者希望Ⅱ型にてICT施工を希望する旨の協議をICT活用計画書にて行っておりますが、④3次元出来形管理等の施工管理項目の「出来形 3」だけを選択し「品質」は選択せず、協議書を提出しましたが品質を選択していない工事は認められないと回答がありました。全ての作業内容を選択出来る数少ない工事（現場）しかICT施工は希望出来ないのでしょうか、教えてください。	当該工事において、TS・GNSSIによる締固め回数管理を条件として求めている場合、ICT活用計画書における項目「④ 3次元出来形管理等の施工管理」の「品質」を選択しなければ、「ICT活用施工」としては認められません。例えば、切土工事の場合、盛土の品質管理であるTS・GNSSIによる締固め回数管理を想定していないため、選択せずとも「ICT活用施工」として認められます。また、法面整形の場合もTS・GNSSIによる締固め回数管理を想定していないため、選択せずとも「ICT活用施工」として認められます。つまり、必ずしも全ての作業内容を選択する必要はありません。工事の条件に応じ、必要な作業内容を選択下さい。なお、当該工事において項目「③ ICT建設機械による施工」を選択されているのであれば、「ICT活用施工」では無くても、協議等により契約変更の対象となります。

2. 安全管理の強化について

休業4日以上の死傷災害の推移（建設業）

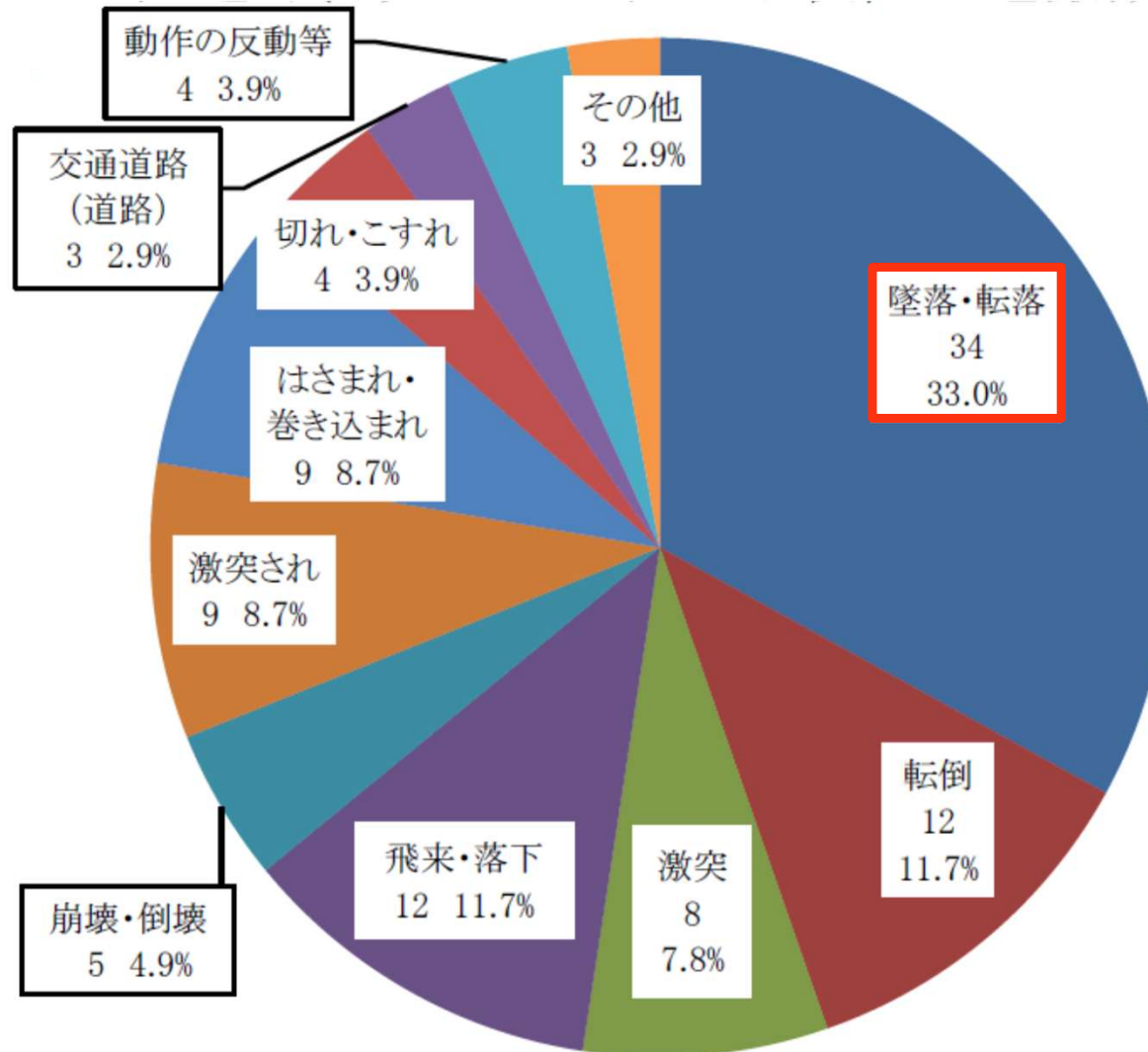


休業4日以上の死傷災害の推移（建設業）

出典：労働災害統計（職場のあんぜんサイト）

事故の型別休業4日以上之死傷災害（建設業）

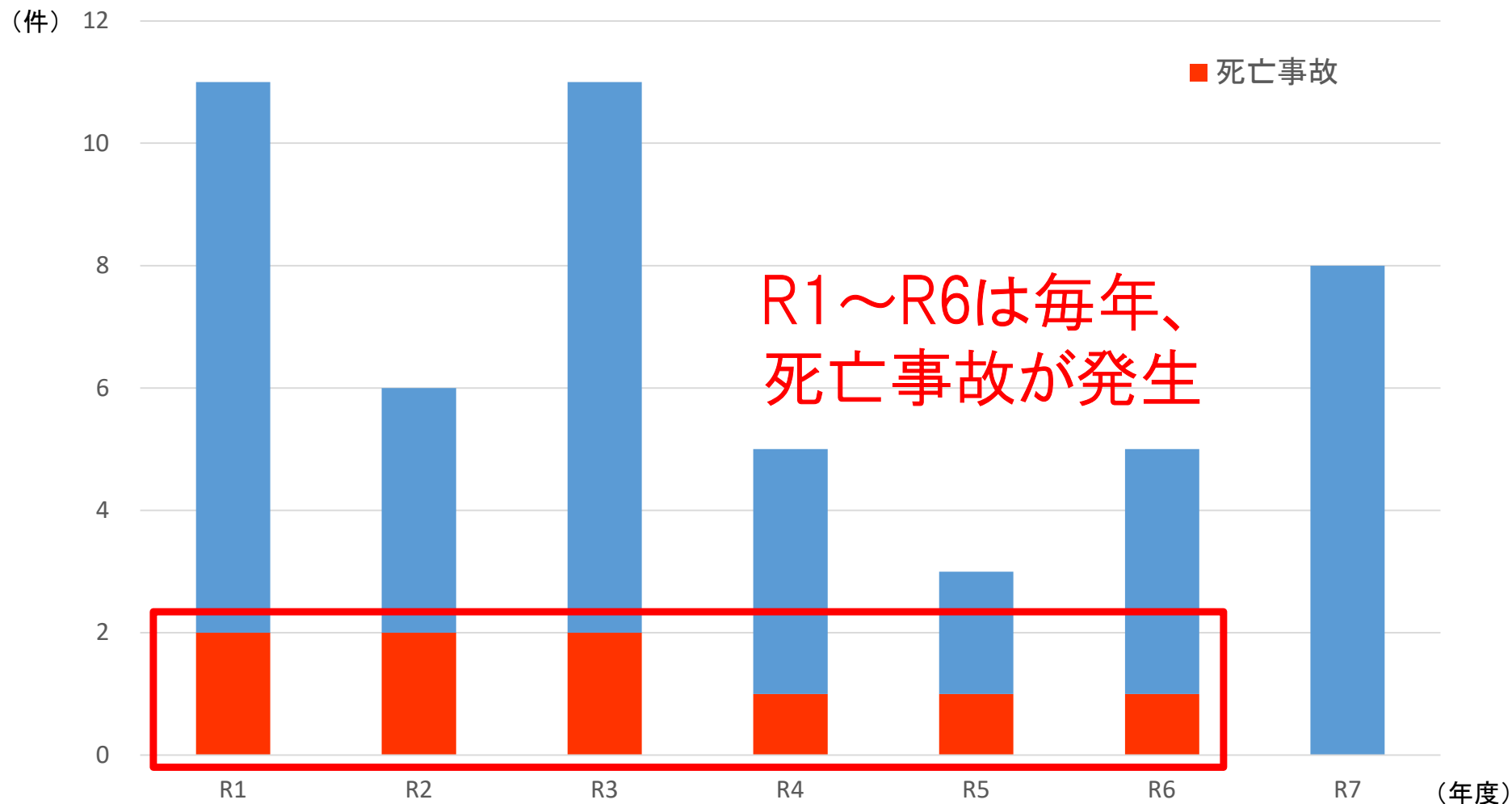
●和歌山県内の事故の型別休業4日以上之死傷災害（建設業）



事故の型別休業4日以上之死傷災害（建設業）

出典：グラフでみる和歌山県の労働災害 令和7年度版（和歌山労働局）

事故の発生状況（県土整備部発注工事）



県土整備部発注工事における事故発生件数の推移
(休業4日以上之死傷事故及び公衆物損事故(R7年度末時点))

事故の発生状況

県土整備部発注工事における事故の傾向

- 高所からの墜落・転落の事故が多発
- 労働安全衛生法等に定められた安全管理に関する基本的事項が遵守されていない
- 熱中症予防対策が十分でない。
 - ・労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行（令和7年6月1日）
 - ・事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を新たに義務付け
 - ・令和8年3月に「職場における熱中症防止対策のためのガイドライン」が公表（厚生労働省）
 - ・交通誘導員も含め、STOP!熱中症クールワークキャンペーンにおけるポスター、リーフレット等（厚生労働省HP等に掲載）を参考に対策をお願いします。

墜落・転落事故防止

高所作業とは

労働安全衛生法令では、墜落・転落による労働者の危険を防止する措置として、高さ2メートル以上の箇所で行う場合には、作業床を設け、その作業床の端や開口部等には囲い、手すり、覆い等を設けて墜落自体を防止することが原則。

しかし、こうした措置が困難なときについて、労働者に要求性能墜落制止用器具（旧：安全帯）を使用させる等、代替の墜落防止措置が認められている。

出典：労働安全衛生法令における墜落防止措置と安全帯の使用に係る主な規定
（厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課）

墜落・転落事故防止

要求性能墜落制止用器具とは

○政令等の改正

- ・ 胴ベルト型安全帯による、墜落時の内臓の圧迫や胸部等の圧迫による危険性
- ・ 国際規格等におけるフルハーネス型安全帯の採用



- ・ 安全帯 ⇒ **墜落制止用器具**に名称変更
- ・ 性能要件の見直し
- ・ 特別教育の新設

【要求性能とは】

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する」の意（安衛則第130条の5）

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します（安衛令(注1)の改正）

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型（一本つり）	→	胴ベルト型（一本つり）
②	胴ベルト型（U字つり）	×	×
③	ハーネス型（一本つり）	→	ハーネス型（一本つり）

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることになります。

※「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります（安衛則(注2)、構造規格(注3)等の改正、ガイドライン(注4)の策定）

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合（高さが6.75m以下）は「胴ベルト型（一本つり）」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です（安衛則・特別教育規程(注5)の改正）

以下の業務を行う労働者は、特別教育（学科4.5時間、実技1.5時間）を受けなければなりません。

▶ 高さが2m以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものをを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の規格
(注4)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注5)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について P2～

ガイドラインについて P4～



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

H31.1



和歌山県 県土整備部

出典：安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！（厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署）29

熱中症予防対策の徹底

熱中症について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行(令和7年6月1日)

熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。**

熱中症予防対策の徹底

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施
手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係
作業員への周知

対象となるのは

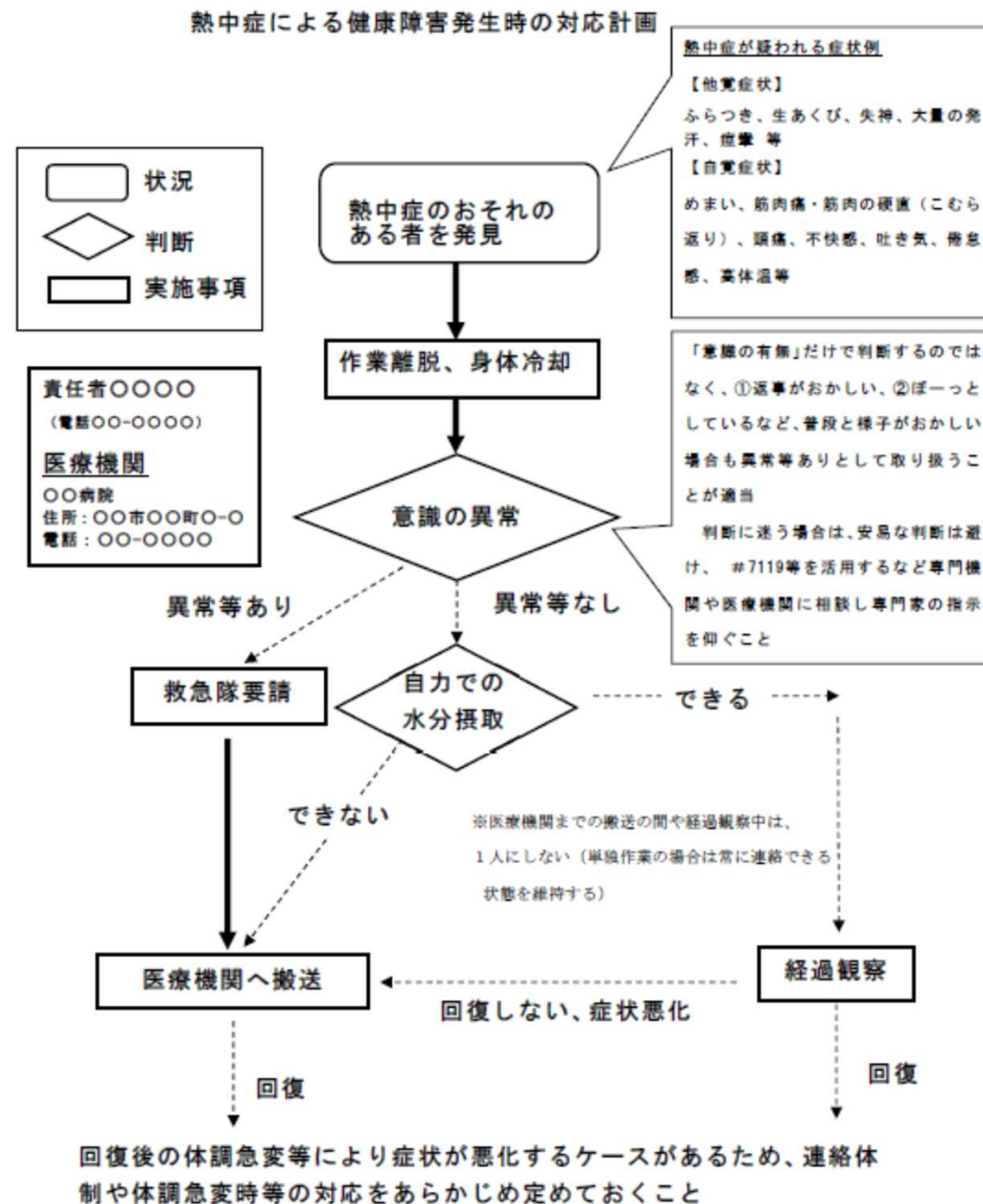
「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

熱中症予防対策の徹底

手順例①

事業場における報告先の揭示例



熱中症予防対策の徹底

1.(2)1) 現場環境改善費の実施内容の見直しと拡充

- 昨今の建設業を取り巻く状況を踏まえ、実施する内容を見直し。
- より効果的な現場環境改善が図られるよう、実施内容の絞り込みを行うとともに、熱中症対策・防寒対策への充当を強化。

【猛暑対策サポートパッケージ関連】

現行

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.用水・電力等の供給設備 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実 6.環境負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の快適化 3.デザインボックス(交通誘導員待機室) 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連施設および厚生施設の充実等
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等) 2.盗難防止対策(警報機等)
地域連携	1.完成予想図 2.工法説明図 3.工事工程表 4.デザイン工事看板(各工事PR看板含む) 5.見学会等の開催(イベント等の実施含む) 6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費等(地域行事等の経費含む) 9.社会貢献

計上費目ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=56.6 \cdot P_i^{-0.174}$	$i=39.9 \cdot P_i^{-0.201}$
	5億円を超える場合	1.73	0.71

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。

改定

R8.7.15~

計上費目	実施する内容(率計上分)
仮設備関係	1.昇降設備の充実 2.環境対策の充実 3.ICT設備の充実 4.作業負荷の低減
営繕関係	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2.労働者宿舍の充実 3.現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4.衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1.工事標識・照明等安全施設の充実 2.盗難防止対策 3.健康関連施設の充実 4.野生生物・害虫対策
地域連携	1.広報活動等(完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) 2.見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3.社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4.現場景観向上(美装化・デザイン看板等)

計上費目ごとに1内容ずつの合計4つの内容を実施

対象額:Pi		現場環境改善費率:i(%)	
		大都市・市街地	左記以外
直接工事費(処分費等を除く) + 支給品費 + 無償貸付機械等評価額	5億円以下の場合	$i=45.9 \cdot P_i^{-0.175}$	$i=32.5 \cdot P_i^{-0.202}$
	5億円を超える場合	1.38	0.57

+

実施する内容(積み上げ計上分)
主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上。なお、積み上げ計上をする場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。

土木工事共通仕様書

1-1-1-40 施工時期及び施工時間の変更（抜粋）

2. 休日または夜間の作業連絡

受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日または夜間に、作業を行うにあたっては、事前にその理由を監督員に連絡しなければならない。

ただし、現道上の工事については書面により提出しなければならない。

土木工事共通特記仕様書

1-1-2-7 建設工事事故に関する対応について

施工計画書における「緊急時の体制及び対応」について、**発注機関の公用携帯番号**等を連絡体制図に夜間・休日の連絡先として記載すること。

建設工事事故（公衆災害、労働災害（熱中症含む）、もらい事故）が発生した場合は、応急措置及び二次災害防止等の安全確保をおこなうとともに、**夜間・休日に関係なく、直ちに監督員に連絡すること。**

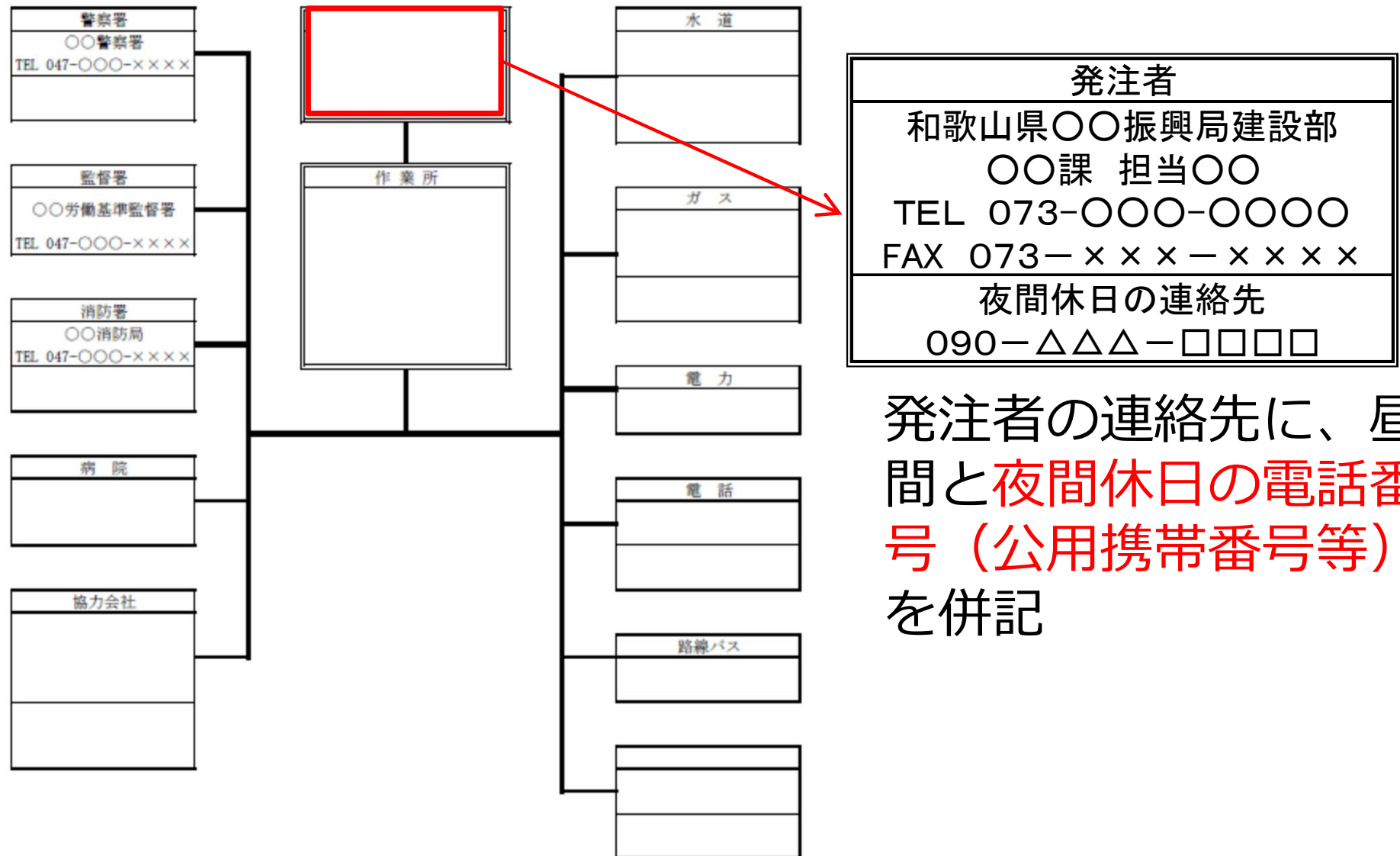
なお、所轄の**警察署及び労働基準監督署**にも速やかに連絡すること。

【お願い】

（勤務時間外でも）発注者（監督員）にただちに通報を！

施工計画書（記載例）

・緊急連絡体制図



土木工事共通特記仕様書

1-1-2-22 労働基準監督署から書面による指導を受けた場合の対応について

労働基準監督署からは是正勧告等の書面による指導を受けた場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。

報告していなかったことが確認された場合
工事成績評定の法令順守等にて（－３）点

工事現場の安全管理確認について

安全パトロールチェックリスト（現場チェック用）

施工業者名	点検者
工事番号	現場代理人
工事名	本日の作業人数 職員 人・作業員 人
工事場所	本日の作業内容
工 期	年 月 日～ 年 月 日

項目	《 点 検 評 価 》	《内 容》
安全管理体制	☐ 建設業許可票、 ☐ 労災保険関係成立票、 ☐ 建退共通用現場票の表示。	
	☐ 安全管理体制組織表、 ☐ 緊急時連絡表、 ☐ 有資格者（作業主任者）の表示。	
	☐ 作業員名簿・健康診断書写し、 ☐ 有資格者名簿・資格証写しの確認。	
	☐ 朝礼ミーティング・KYK実施記録、 ☐ 安全日誌の記録。	
	☐ 建設機械の特定・定期自主点検書類の写し、 ☐ 日常点検の記録、 ☐ 検査標章。	
	☐ 新規入場者教育の実施及び記録、 ☐ 施工計画書・実施工程表の管理。	
	☐ 安全衛生協議会実施記録、 ☐ 安全教育訓練等の実施・記録。	
	☐ 工事標識・予告標識・危険注意標識の設置状況、 ☐ バリケード・保安灯等の設置状況。	
	☐ お願い標識・迂回案内・隣接との区分（柵・ロープ）の設置状況。	
	☐ 第三者の立入り禁止措置・表示は、 ☐ 現場出入り口の交通安全対策は。	
整理整頓環境衛生	☐ 現場出入口周辺の整理整頓状況、 ☐ 通路の整理整頓状況。（通路の確保）	
	☐ 現場事務所・作業員休憩所・倉庫の整理整頓状況。	
	☐ 現場内全体の整理整頓状況。（資材・仮設材・残材の管理）	
	☐ トイレの設置（手洗施設・清掃用具の備付）、 ☐ 救急用具の設置管理状況。	
	☐ 消火器の備付け、設置場所の周知、 ☐ 分電盤周辺の整理整頓状況。	
	☐ 服装・保護帽・靴は良いか、 ☐ 保護メガネマスク・防振手袋の備付け・使用。	
	☐ 高所作業では安全帯の装着を励行し、必要に応じて使用しているか。	
	☐ 現場内に灰皿を設置し所定の場所で喫煙をしているか。	
	☐ 現場内の空缶等は所定の場所に捨てるようにしているか。	
	☐ 丸鋸歯の接触予防カバーは作動するか、 ☐ 高速カッターの保護カバーは正しい取付か。	
機械工具器具災害防止	☐ プレート・ランマ類の保護カバーの取付けは確実か。	
	☐ 水中ポンプのコード接続部・アースは完全か。	
	☐ 玉掛け用のワイヤーロープは不良品を使用していないか、 ☐ 玉掛け作業方法は2点吊りか	
	☐ 機械に油漏れ・水漏れ等ないか、 ☐ 回転軸・ベルト等に防護カバーはあるか。	
	☐ 車両等には逸走防止の歯止めが具備されているか。	
	☐ 運転者は免許証・資格証等を携帯しているか、 ☐ 運転責任者の正・副表示をしているか。	
	☐ 車両系建設機械の運転位置から離れる場合の措置はよいか、 ☐ 使用しない時の措置は	
	☐ クレーン、掘削機等の旋回周囲に障害物はないか、 ☐ 立入禁止の柵及び表示は。	
	☐ 車両系建設機械の主たる用途以外の使用について（合図者・荷重制限・外れ止金具）	
	☐ 法肩、路肩の不安定な場所での作業には誘導員は、 ☐ 移動作業は誘導員がいるか。	
電気災害防止	☐ 吊上げワイヤーのフックの外止めは完全か、 ☐ 過積載防止の周知徹底しているか。	
	☐ 分電盤の施錠は、 ☐ アース線の接続は、 ☐ 責任者の表示、 ☐ 分電盤の構造は。	
	☐ 分電盤はタコ足配線はしていないか、 ☐ 漏電遮断器は正常に作動するか。	
	☐ 仮設照明の電球、ソケットの破損は、 ☐ 手持、吊下げ型電灯のガードは。	
	☐ 移動式発電機等は感電防止のアースが設けてあるか、 ☐ 電動工具のアースは。	
	☐ 場内配線の状態は、 ☐ 車両の通行する所の横断配線の養生は。	
	☐ キュービクル周辺は囲い、柵等が設けてあるか。	
	☐ 架空電線の絶縁用保護措置がされているか。	
	☐ 送配電線接触、切断防止対策についての事前打合せ、 ☐ 注意表示等されているか。	

☐ 良好は○ 一部不良は△ 不良注意は正・是正指示は× 該当が無い場合は空欄

項目	《 点 検 評 価 》	《内 容》
墜落転落災害防止	☐ 開口部には手摺・囲い・覆い等を設けているか。	
	☐ 移動梯子の巾(30cm以上)は、 ☐ 転位防止の固定は、 ☐ 上端の突出(60cm以上)は。	
	☐ 渡り橋の設置。（型枠、基礎等の上を渡っていないか）	
	☐ 脚立は正規のものか、 ☐ 脚立足場(3点支持・開き止・はね出しの状況)	
	☐ 作業床の床幅(40cm以上)手摺高(85cm以上)中さん等かけ渡し・重ねの状況	
	☐ 足場組立は作業主任者が直接作業を指揮しているか。	
	☐ 足場の脚部には沈下防止の敷板は、 ☐ 滑動防止のベース金具の釘での固定は。	
	☐ 足場の手摺・筋交の外れはないか、 ☐ 端末部の墜落防止の手摺の設置は。	
	☐ 足場の第一段目の高さは2m以下か、 ☐ 足場の巾は1.5m以下か。	
	☐ 安全な昇降用設備が設けてあるか、 ☐ 足場周囲の立入り禁止措置・表示	
崩壊倒壊災害防止	☐ イメージアップ用足場の不良箇所はないか。	
	☐ コンクリート張等法面の作業時の作業床の設置。	
	☐ 作業開始前に地山の亀裂、湧水、崩壊、浮石等の状態を点検しているか。悪天候後も。	
	☐ 法肩等に落下・転落防止用の柵等を設けてあるか。路肩に材料等が置いてないか。	
	☐ 掘削面は安全な勾配か、土石等の落下のおそれはないか。	
	☐ 掘削部分の各コーナーには落下等の防止のための柵等が設置されているか。	
	☐ 安全な昇降用設備が必要数設けてあるか。	
	☐ 車両の出入口はバリケード、表示板等を設置し必要に応じ誘導員等を配置しているか。	
	☐ 搬路の地形地盤の状況に応じた適正な制限速度を定め表示し作業を行っているか。	
	☐ 仮設坂路の路肩部には手すり、柵等を設けて注意表示をしているか。	
	☐ 仮設搬路等凹凸はひどくないか、 ☐ 散水等は	
具体的注意は正・是正指示事項		
総合評価		

発注者による工事現場の安全管理確認について

Ver. 1(2021.9)【別紙】

安全管理チェックリスト（簡易版）

※該当する項目は左口にチェック、適切な措置がなされていれば右口にチェックする。

墜落・転落防止の措置		参考
①	□ □ 高さ2m以上の箇所での作業において、作業床の確保および墜落・転落防止対策（手すり等設置、墜落制止使用器具使用等）を行っているか。	安衛則第 518 条 安衛則第 519 条
②	□ □ 高さ1.5m超の箇所での作業において、安全に昇降するための設備が設けられているか。	安衛則第 526 条
作業機械の適切な使用		参考
③	□ □ 作業機械の用途外使用を行っていないか。クレーン機能付きバックホウにより吊荷作業を行う場合、クレーンモードにしているか。	安衛則第 164 条
④	□ □ 重機、クレーン等の使用にあたり、作業基面（据付地盤）に問題はないか。	安衛則第 157 条 クレーン則第 70 条の 3
誘導者、合図者等の適正配置		参考
⑤	□ □ クレーン作業を行うにあたり、合図者の配置を行っているか。	クレーン則第 71 条
⑥	□ □ 車両系建設機械（バックホウ、ブルドーザー等）が路肩部等、転落の恐れのある箇所を走行する際に、誘導者を配置しているか。	安衛則第 157 条
⑦	□ □ 伐木作業を行う際には、適切に合図を行っているか。	安衛則第 479 条
立入禁止の措置		参考
⑧	□ □ 開口部等の危険箇所は立入禁止措置がなされているか。	安衛則第 530 条 安衛則第 537 条
⑨	□ □ 吊荷の下に立ち入っていないか。	クレーン則第 74 条の 2
⑩	□ □ バックホウ、クレーン等の旋回体と接触するおそれのある箇所に立ち入っていないか。	安衛則第 158 条 クレーン則第 74 条
⑪	□ □ 伐木作業において、退避場所を選定しているか。立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に他の労働者を立ち入らせていないか。	安衛則第 477 条 安衛則第 481 条
土砂崩壊防止		参考
⑫	□ □ 掘削面は安全な勾配で施工されているか。すかし掘りをしていないか。	安衛則第 356 条 安衛則第 357 条
⑬	□ □ 浮石等の除去、掘削後のり面の保護等、落石滑落防止対策がなされているか。	安衛則第 361 条 安衛則第 534 条
感電防止		参考
⑭	□ □ 作業者が感電する恐れがある電気設備に、必要な防護措置はなされているか。	安衛則第 329 条
⑮	□ □ 架空電線に近接することによる感電防止措置（離隔距離の確保、絶縁用防護具の装着等）が実施されているか。	安衛則第 349 条
作業環境		参考
⑯	□ □ 休憩場所や飲料水等および適切な休憩時間の確保はなされているか。熱中症対策・防寒対策がなされているか。	安衛則第 613 条 安衛則第 617 条
第三者に対する安全		参考
⑰	□ □ 工事看板等の各種標識類が所定の場所に設置されているか。また強風等で倒れないよう固定されているか。	共通仕様書 1-1-1-23
⑱	□ □ 交通誘導員の配置状況は適切か。	共通仕様書 1-1-1-32
⑲	□ □ 作業区域内に第三者が容易に進入できないように立入防止の措置を行っているか。	公災防(土)第 15 条
⑳	□ □ 注意看板（徐行、段差あり、車線変更等）が適切に設置されているか。	公災防(土)第 23 条
㉑	□ □ やむを得ず路面に段差が生じる場合には、適切な擦り付けがなされているか。	公災防(土)第 26 条
㉒	□ □ 夜間時に視認性を確保できるよう、適切に保安施設が設置されているか。	公災防(土)第 24 条
㉓	□ □ 車両等が転落、衝突等をする恐れのある箇所は仮設ガードレール、反射板、点滅器等を設置する等、適切な対策がなされているか。	公災防(土)第 24 条
㉔	□ □ 第三者が通行する区域は、柵等で明確に区分され、転倒等の無いよう路面の凹凸をなくしているか。また開口部等の危険箇所はないか。	公災防(土)第 27 条
その他		参考
㉕	□ □ 新型コロナウイルス感染症対策（マスクの着用、アルコール消毒の徹底等）がなされているか。	

【注意事項】

- 1) 本リストは多くの工事に共通し、事故防止を図る上で効果的と考えられる項目をとりまとめたものであり、安全対策としてこれだけを実施すればよいというものではない。その他、現場条件等に応じた必要な措置についても、適切に実施されているか確認すること。
- 2) 「参考」は関連する主な法令等（安衛則＝労働安全衛生規則、クレーン則＝クレーン等安全規則、共通仕様書＝土木工事共通仕様書、公災防(土)＝建設工事公衆災害防止対策要綱 土木工事編）である(2021.9 現在)。また、土木工事安全施工技術指針についても併せて確認したい。なお、改正等がなされた場合は最新版を参照すること。

・安全管理チェックリスト（簡易版）で、監督員等が現場確認を実施することがあり、不備があれば指導します。

・受注者は安全指針等を遵守する必要があります。

事故の再発防止について

県土整備部発注工事等における事故発生状況

県土整備部発注工事等における事故発生状況

平成27年度～令和7年度に県土整備部発注工事等で発生した事故の状況を掲載しています。

対象は、

1. 工事作業及び第三者の行為が起因して、工事関係者が死亡あるいは休業4日以上負傷した事故
2. 工事作業が起因して、第三者が死亡あるいは休業4日以上負傷した事故又は、第三者の資産に損害が生じた事故のうち、第三者の死傷につながる可能性の高かった事故

下記の作業区分別に下表で取りまとめています。

作業区分：掘削・埋戻(3)、積込運搬(5)、コンクリート打設(4)、型枠設置・撤去(5)、コンクリートブロック積(2)、舗装(3)、
法面(4)、建設機械の移動時(6)、現地調査・測量時(5)、伐採(13)、資材等設置・撤去(仮設材含む)(14)、
安全施設の不備(8)、その他(1)

※ 作業区分とは、建設工事事故に起因した作業の区分 ()内は対象事故件数

作業区分：現地調査・測量時					
事故発生年月日	工事名称	発生場所	事故分類	事故概要	詳細(PDF形式)
H29.7.21	外壁改修工事	有田市	墜落、転落	外壁調査中、足場板の設置されていないところから墜落し負傷	・説明 ・写真、図
R6.8.6	発注者支援業務	かつらぎ町	墜落、転落	現地測量作業中に足を滑らせ転落し負傷	・説明 ・写真、図
R7.8.7	道路改良工事	海南市	墜落、転落	盛土法面を降りる途中で足を滑らせ、ボックスカルバート天端部から水路に墜落し負傷	・説明 ・写真、図
R7.12.15	道路保全工事	有田川町	墜落、転落	河川敷の様子を確認するため、法面を降りていたところ、法面の途中で足を滑らせ、護岸ブロック天端から河川敷に転落し負傷	・説明 ・写真、図
R8.3.3	道路改良工事	紀美野町	墜落、転落	軽量盛土打設面の出来形状況を撮影しようと、山側に向けたカメラを覗き込んだまま川側に後ずさりしていたところ、軽量盛土端部の壁面に躓き墜落し負傷	・説明 ・写真、図

▲トップへ戻る

○発生事故の詳細を作業区分別に県HPに掲載

○掲載内容と同様の作業が見込まれる工事については、施工計画書に、類似の工事における再発防止の観点からの周知事項等が反映されているか確認すること。

・説明の抜粋

7. 事故原因

受注者及び一次下請業者は墜落のおそれがあるにも関わらず、囲い、手すり等を設けず被災者に作業をさせていたことが原因と考えられる。

8. 所管の警察署及び労働基準監督署等の意見

- 海南警察署は事件性がないと判断した。
- 和歌山労働基準監督署は令和8年3月9日に受注者と一次下請業者に対し是正勧告書を交付。
【受注者】
 - ・是正勧告書【安衛法第29条第1項違反】
関係請負人及び関係請負人の労働者が労働安全衛生法に違反しないような必要な指導が行われていないこと。
- 【一次下請業者】
 - ・是正勧告書【安衛法第21条（安衛則第519条）違反】
高さ2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼす箇所に囲い、手すり等を設けなければならないにもかかわらず、当該措置を講じていなかったこと。

9. 本件における改善対策

- ・設置済みの壁面材天端に墜落防止のための防護柵を設置した。（添付資料②参照）
- ・本件の事故原因や再発防止策などを工事関係者全員に対し教育を実施するとともに、防護柵を設置できない場合は要求性能墜落制止用器具を着用するよう指導した。

10. 類似の工事における再発防止の観点からの周知事項

高さ2m以上で作業を行う場合は、作業の状況や移動方向等を鑑み、防護柵等の設置や要求性能墜落制止用器具（高さ6.75m以下ではフルハーネス型もしくは胴ベルト型）の着用など墜落の危険を防止するための措置を適切に講じること。

3. 土木工事等における建設現場の 遠隔臨場の実施について

和歌山県の遠隔臨場

令和7年10月に「土木工事等における建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」を制定

令和7年11月1日から受注者希望型で実施

実施件数については、増えつつあるが普及していない。

令和8年10月1日以降に入札公告を行う工事より遠隔臨場(発注者指定型)を実施。

概要

【対象工事】 県土整備部が発注する全ての工事において受注者希望型または発注者指定型のいずれかを特記仕様書に明記

【適用範囲】 所定の機能を有する遠隔臨場の機器を用いて、「土木工事共通仕様書」に定める「段階確認」「材料確認」「立会」を実施する場合に適用

【工種、確認項目】

「土木工事等における建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」に記載

県発注工事で実施された項目と効果①

①コンクリート搬入時の立会

コンクリート搬入時の立会を実施する場合、監督員の始業時間や現場までの移動時間を考慮して立会時間を設定するため、監督員が現場に到着するまでの間、受注者には待ち時間が発生する。

遠隔臨場の場合、監督員の移動の必要がない分、受注者の待ち時間を削減できる。夏季などは、午前中の気温の低い時間に作業を進められるため、暑さ対策にも有効となる。

②仮設工の立会

大型土のうや敷き鉄板の設置などは、作業の進捗により完了時の立会の時間が見込めず、受発注者のどちらかに待ち時間が発生することが多い。

遠隔臨場の場合、完了時に監督員に連絡すれば、すぐに確認が可能となり、スムーズに次の工程に進める。作業完了が夕方になっても、その日のうちに監督員の確認が可能のため、翌日朝一から次の工程に着手できる。

その他、立会ではないが、作業しながら現場に合わせて仮設材の増減など協議ができることから、作業の手戻りが少なくなる。

県発注工事で実施された項目と効果②

③コンクリートの破壊試験

立会内容が画面を通して確認できる内容である。立会が短時間であることから、遠隔臨場が容易にできる。

④県外での工場検査

愛知県での工場検査を遠隔臨場で行った事例がある。

工場までの移動時間が長くなるため、日程調整を早期に行う必要があるが、遠隔臨場の場合は、直前でも日程調整が可能となる。

⑤橋梁塗装の塗膜検査

受発注者が足場を歩く必要があり、一人ずつ順に梯子の昇降をするなど現場内の移動に時間がかかる。遠隔臨場で立会を行い、現場内の移動人員が最小限にすることで移動時間の短縮が可能。

その他の効果

- ①現場立会の場合、約束した時間に現場入口などで待ち合わせして、立会箇所まで移動する。
遠隔臨場の場合は、約束した時間に立会が開始できる。
- ②狭小な現場でも、発注者の車の駐車場所の確保が不要。
- ③急な立会時間の変更にも、調整が容易。
- ④年度末などの受発注者ともに多忙な時期にでも、移動時間を短縮できるため、時間調整が容易になる。
- ⑤発注者の移動時間がない分、昼前、夕方など作業完了直後に立会が可能のため、午後から翌日から次の作業開始が可能で、作業工程が組みやすい。

遠隔臨場の実施に向けて

- ・受発注者ともに「土木工事等における建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」に基づいた遠隔臨場を実施することが不安だという意見がある。
- ・まずは、画面を通じて可能な内容の協議等をテレビ電話で実施。
- ・画面を通しての協議に抵抗がなくなってきたら、可能な項目から要領に基づいた遠隔臨場を実施。
遠隔臨場の実施に抵抗がある項目については、従来の立会で実施。
- ・遠隔協議におけるテレビ電話の方法としては、情報共有システムのオプション機能の以外に、日常使用しているテレビ電話ツールを用いるなど、受発注者間での協議により決定

最後に・・・

可能な項目から、少しずつ遠隔臨場を取り入れてみてください。

4. 入札制度の一部見直しについて

発注基準額の引き上げについて

●土木一式工事における発注基準額

・近年の物価・労務費上昇により急激に工事費が変動(1.18倍(R2→R6の比較))
→ 従前の格付けに見合う発注が可能となるよう発注基準額を引き上げ

ランク	総合点数	発注基準額(予定価格の税抜き)		地域要件	入札方式	予定価格	ダンピング 対策	
		現行	変更					
A	1000～	1億円以上		<u>1.2億円以上</u>	県内一円	総合評価 落札方式	公事後 事前公表	調査基準 価格

※Dランクは令和6年度に500万円未満から600万円未満に引き上げ済

発注基準額の引き上げについて

● 建築一式、管、電気工事における発注基準額

		建築一式				管				電気				入札方式	予定価格	ダンピング 対策
ランク	総合 点数	発注基準額(予定価格の税抜き)				発注基準額(予定価格の税抜き)				発注基準額(予定価格の税抜き)						
		現行		変更		現行		変更		現行		変更				
A	700 ~	1億円以上	⇒	1.2億円以上	690 ~	1億円以上	⇒	1.2億円以上	660 ~	1億円以上	⇒	1.2億円以上	総合評価 落札方式	公 表	事後	(事後公表) 調査基準 価格
		3000万円以上 1億円未満	⇒	3600万円以上 1.2億円未満		3000万円以上 1億円未満	⇒	3600万円以上 1.2億円未満		3000万円以上 1億円未満	⇒	3600万円以上 1.2億円未満				
B	699 ~ 600	1000万円以上 3000万円未満	⇒	1200万円以上 3600万円未満	689 ~ 580	800万円以上 3000万円未満	⇒	1000万円以上 3600万円未満	659 ~ 520	800万円以上 3000万円未満	⇒	1000万円以上 3600万円未満		最低価格 落札方式	事前公表	
C	599 ~	1000万円未満	⇒	1200万円未満	579 ~	800万円未満	⇒	1000万円未満	519 ~	800万円未満	⇒	1000万円未満				

● その他の工事における総合評価落札方式を適用する対象額

- ・舗装工事 : 予定価格(税抜き) **1,800万円**以上 (今までは予定価格(税抜き)1,500万円以上)
- ・その他の専門工事: 予定価格(税抜き) **3,600万円**以上 (今までは予定価格(税抜き)3,000万円以上)

● 緊急に実施すべき事業における入札執行の措置

県土の強靱化推進のため、予定価格(税抜き) **1億2,000万円以上2億円未満**の工事について、予定価格の事前公表、総合評価落札方式における特別簡易型の適用、入札公告期間の短縮等の取扱いができることとします。

ただし、災害復旧工事以外で、工事内容が水門工事(鋼構造物工事)、橋梁上部工事(ただし、補修・補強工事のうち橋梁付属物などの簡易な工事は除く。)、その他高度な技術力を要する工事等は除く。

総合評価落札方式における評価項目について

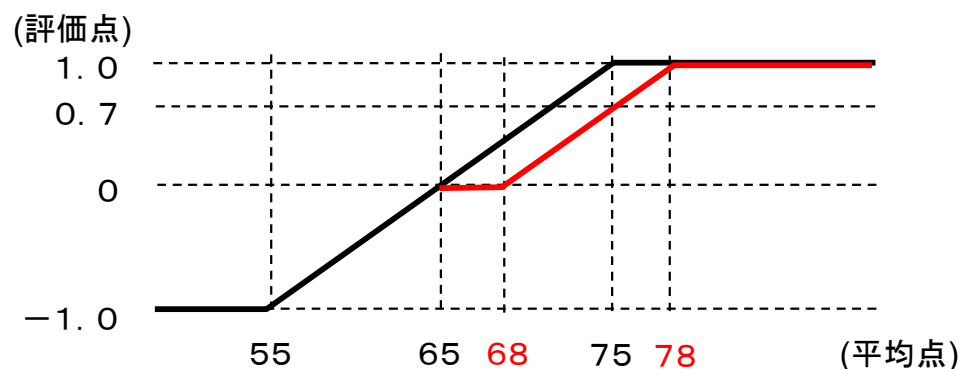
●過去4年間の工事成績の平均値

- ・工事成績の上昇 H20平均点 69.8点 → R6平均点 76.6点（全業種平均）
- ・土木Aランクでは大部分の工事(92%)において工事成績が75点超
→ **土木Aランク**工事の評価基準の上限を 75.0点 → **78.0点** へ引き上げ
(土木Bランク、その他の業種については、検討中)

現行			変更		
評価内容	評価基準	配点	評価基準	配点	
過去4年間の 工事成績の平均 値	75点以上	1点	78点 以上	1点	➤
	55点以上 75点未満	-1～0.9 点	68点 以上 78点 未満	0～0.9点	
			65点以上 68点 未満	0点	
	55点未満	-1点	55点以上 65点未満	-1～-0.1点	
			55点未満	-1点	

例:実績が1件で工事成績が74点の場合、0.6点の配点となる。
 $1.0 \times (74 - 68) / 10 = 0.6$

例:実績が3件で工事成績の平均値が70点の場合、0.2点の配点となる。
 $1.0 \times (70 - 68) / 10 = 0.2$



総合評価落札方式における評価項目について

●「県産品、リサイクル製品」及び「県内開発建設技術」の積極利用

これまで本設資材(直接工事費で計上)に限定していた評価対象資材に、ロードコーン、工事看板等の仮設資材や紀州材製品も評価対象に加え、更なる県産品等の利用を促進。

また、上記評価に伴い全ての工事において県産品の提案が可能となることから、過去の使用実績の評価を廃止。

現行

(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	① 過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が5件以上あり	1.0
		同 2件以上5件未満	0.5
		② 過去1年間に工事成績評定結果通知書により「県産品、リサイクル製品」による加点評価(2.93点以上)のあった同業種の工事の件数が1件以上あり	1.0
		③ 仕様書に明記している県産品を全数使用した上で、仕様書に明記していない県産品建設資材または県産認定リサイクル製品を1品目全数使用を提案	1.0
	県内開発建設技術	④ 上記①②③以外	0.0
		⑤ 過去3年間に工事成績評定結果通知書により「県内開発建設技術の使用」が有となっている同業種の工事の件数が1件以上あり	0.1
		⑥ 「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1
		⑦ 上記⑤⑥以外	0.0

変更

(3)県産品、リサイクル製品の積極利用	県産品・リサイクル製品	① 見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記している県産品建設資材の全数使用を提案	0.8
		上記以外	0.0
		② 上記①の提案に加え、「けんさんぴん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を提案	0.1
		上記以外	0.0
	県内開発建設技術	③ 上記①の提案に加え、「けんさんぴん登録資材」または「県産認定リサイクル製品」の中から紀州材0.1m3以上の使用を提案	0.1
		上記以外	0.0
		④ 「県内開発建設技術」を1品目全数使用を提案	0.1
		上記以外	0.0

新たに評価対象とする仮設資材と紀州材を使用した県産品(例)



ロードコーン(県産品)



コーンバー(県産品)



紀州材の工事看板(県産品)

総合評価落札方式における評価項目について

提案対象となる建設資材区分

見積用参考資料（金抜き設計書）における 記載、計上方法		対象となる評価基準			具体的な建設資材
		評価基準①	評価基準②	評価基準③	
建設資材名が記載されているもの					
県産品又は県認定リサイクル製品の明記あり		○			（例）生コン、RC、木製Gr
県産品又は県認定リサイクル製品の明記なし（直接工事費に計上されているもの）					
建設 資材	本設資材		○		（例）コンクリート２次製品
			○	○	（例）間伐材二重井桁、木工沈床
	仮設資材		○		（例）仮設ヒューム管、仮設重圧管
			○	○	（例）仮設木製横矢板
建設資材名が記載されていないもの					
直接工事費に含まれている仮設資材			○	○	（例）型枠（紀州材）、足場材
共通仮設費に含まれている仮設資材			○		ロードコーン、コーンバーに限る
			○	○	木製工事看板、木製標示板、木製バリケード、丁張に限る

※監督員の履行確認

「県産品、リサイクル製品」及び「県内開発建設技術」の積極利用の履行を確認する資料は以下のものとする。

- ・提案した建設資材（製品等）の使用量を記載した施工計画書
- ・当該工事で購入したことがわかる納品書や紀州材証明書等若しくは入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことを証明する納品書や紀州材証明書等
- ・監督員等の臨場により現場確認したことを証明する打合せ簿

ただし、監督員等が臨場できない場合は提案した建設資材（製品等）や紀州材の使用量の全数及び寸法を確認できる工事写真等上記により履行確認ができない場合は、工事成績において最大で文書注意の－8点とする。

総合評価落札方式における評価項目について

●「県産品、リサイクル製品」及び「県内開発建設技術」の積極利用評価基準に係るQ&A

Q 「入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したことが証明できるものに限る」とありますが、技術提案提出時には1年以内に購入したことがわかる納品書等を提出すれば良いのでしょうか？

A 当該工事における購入や入札書提出日から1年以内に購入したことを証明する納品書等は、技術提案提出時ではなく、契約後に履行確認することとしています。

Q 型枠や足場材について、下請業者が購入する場合も評価対象になりますか？

A 今回工事の受注者が購入する又は購入したものを評価対象とするため、下請業者が購入する又は購入したものは評価対象になりません。契約後、購入者名や日付が記載されている納品書等で履行確認します。また、過去に購入したものは、入札書提出日の1年前から入札書提出日までに購入したものであれば評価対象となります。

Q 技術提案提出時に紀州材証明書の添付は必要でしょうか？

A 紀州材証明書は、技術提案提出時ではなく、契約後に監督員へ提出することとしています。

Q 技術提案提出時の紀州材使用量が0.1m³以上の数量計算書については様式等あるのでしょうか。また、数量計算書に書かれた数値の根拠書類の提出は必要でしょうか。

A 数量計算書については任意の様式で構いません。なお、技術提案提出時に数値の根拠書類の提出は必要ありませんが、契約後は履行確認のため、数値の根拠書類は必要となりますので施工計画書提出時に提出してください。

総合評価落札方式における評価項目について

●「県産品、リサイクル製品」及び「県内開発建設技術」の積極利用評価基準に係るQ&A

Q 以下を提案した場合は評価対象になりますか。

- ・型枠前面のパネルは通常のコンパネ(県外品)で裏で抑えるさん木のみ紀州材を使う場合
- ・足場の骨組みは通常の鋼材で、足場板のみ紀州材で提案あった場合

A 評価基準②においては、型枠工におけるさん木や足場工における足場板など工法の部分的な資材の使用提案は対象としません。ただし、けんさんびん登録している製品としての型枠であれば評価基準②の評価対象となります。また、上記の場合でも「けんさんびん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から、紀州材のさん木や足場板を0.1m³以上使用する場合、評価基準③で提案すれば評価対象となります。

Q 提案する建設資材の使用量は施工計画書にて記載し履行を確認することとなっていますが、技術提案の時点では使用量の記載を求めないということでしょうか。

A 評価基準②では1品目全数使用としており、技術提案の時点では、使用量の記載を求めています。評価基準③では紀州材使用量が0.1m³以上を示す数量計算書の提出を、技術提案の時点で求めています。

Q 「①の提案に加え、「けんさんびん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から…」とあるが、評価基準①で提案した内容は評価基準②、③でも提案できますか。

A 評価基準②、③は見積用参考資料(金抜き設計書)に「県産品」または「県認定リサイクル製品」と明記していない建設資材について「けんさんびん登録資材」又は「県産認定リサイクル製品」の中から1品目全数使用を対象としており、評価基準①で提案した内容は対象となりません。

ご清聴、ありがとうございました

